

平成28年11月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成28年11月22日（火）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成28年11月定例会

日 時 平成28年11月22日（火）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 佐 藤 充	2 番 竹 井 よ う こ
3 番 平 野 ひ ろ み	4 番 幸 田 昌 之
5 番 尾 崎 利 一	6 番 関 田 貢
7 番 中 野 志 乃 夫	8 番 中 間 建 二
9 番 内 野 直 樹	1 0 番 遠 藤 政 雄
1 1 番 須 藤 博	1 2 番 比 留 間 朝 幸

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小 林 正 則	副 管 理 者 尾 崎 保 夫
副 管 理 者 藤 野 勝	助 役 教 山 裕 一 郎
会 計 管 理 者 長 塩 三 千 行	事 務 局 長 村 上 哲 弥
総 務 課 長 藤 野 信 一	業 務 課 長 利 光 良 平
計 画 課 長 伊 藤 智	参 事 (施 設 整 備) 片 山 敬
参 事 (施 設 更 新) 小 暮 与 志 夫	総 務 課 長 補 佐 谷 川 知 治

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 議案第14号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて
- 第5 議案第15号 平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳
出決算の認定について
- 第6 議案第16号 平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予
算（第2号）
- 第7 陳情第1号 ごみ減量施策の早急な推進と焼却施設建て替えのための
市民参加の検討委員会設置についての陳情

午前9時30分 開議

○議長【関田貢】 おはようございます。本日は開議時間を30分早めまして9時30分といたしましたのでご了承願います。

また、議事終了後、管理者より報告を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

1番 佐藤充議員

7番 中野志乃夫議員

9番 内野直樹議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長【関田貢】 日程第3「諸報告」を行います。

諸報告につきましては、平成28年7月及び10月に行いました当衛生組合一般会計出納検査の結果でございます、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 議案第14号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長【関田貢】 日程第4、議案第14号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいま上程されました議案第14号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を賜りたく提案申し上げるものでございます。

現在、監査委員をお願いいたしております舛川博昭氏が、一身上の都合により本年11月30日をもって退職されます。舛川氏には、平成18年7月から10年間以上にわたり、組合の事務事業の適正な執行に貢献をいただき、組合の発展に寄与されました。心から感謝と御礼を申し上げます。

舛川氏の後任には、岡村健司氏を選任いたしたいと考えております。

岡村氏は、公認会計士の資格をお持ちで、お手元の資料のとおり豊富な経験とすぐれた見識をお持ちであり、本年7月から小平市監査委員に選任されております。

誠実なお人柄は監査委員として適任であると考えておりまして、提案を申し上げるものでございます。

なお、選任につきましては、平成28年12月1日付で行いたいと考えております。ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに採決いたします。

日程第4、議案第14号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」、本案を原案のとおり同意とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第15号 平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長【関田貢】 日程第5、議案第15号「平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**管理者【小林正則】** ただいま上程されました議案第15号につきまして、説明を申し上げます。

施設対策につきましては、施設の機能維持を図るための定期的な補修のほか、安定的な稼働を目的とした各種補修工事を行い、信頼性と安定性の向上に努めたところでございます。

3市共同資源化事業につきましては、組織市及び組合の4団体による協議を重ねるとともに、施設整備地域連絡協議会及び住民説明会を開催したところでございます。

平成27年度のごみ投入実績は、前年度と比較いたしますと、可燃ごみは845トンの減、不燃ごみ・粗大ごみは613トンの減、全体では1,458トンの減量となりました。

いずれも適正な処理が図られたところでございます。今後とも環境に配慮しながら安定稼働と適正な処理を行ってまいりたいと存じます。

本案は、去る10月28日に監査委員の審査を受けておりますので、その意見を添えまして、ご認定を賜りたく提案申し上げるものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

○**事務局長【村上哲弥】** お手元に平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算書及び平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計決算附属書類を配付してございます。

まず、決算書に沿いまして説明申し上げます。

決算書を2枚おめくりください。歳入の決算状況でございます。ここでは合計額をもとに説明をいたします。

表の下段、歳入合計の欄をごらんください。歳入合計は、予算現額の16億

1,906万2,000円に対しまして、調定額及び収入済額が、ともに16億2,078万8,868円となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較は172万6,868円の増となりました。

ページを1枚おめくりください。歳出の決算状況でございます。

表の下段、歳出合計欄をごらんください。予備費を含めた歳出合計は、予算現額の16億1,906万2,000円に対しまして、支出済額が15億6,881万516円となり、不用額は5,025万1,484円となりました。

執行率は96.9%、予備費を除いた実質の執行率は97.8%で決算しております。

ページを1枚おめくりください。左のページは、ただいま申し上げました、歳入総額、歳出総額と差引残額を記載したものでございます。差引残額の5,197万8,352円は、平成28年度に繰り越しをいたします。

続きまして、歳入歳出の内容につきまして、説明いたします。

ページを2枚おめくりいただき、1ページ、2ページをごらんください。歳入でございます。

別にお配りしてございます決算附属書類の9ページ、10ページに具体的な内容を記載してございますので、あわせてごらんください。

1款、分担金及び負担金でございます。分担金の総額は、ごみ処理事業の運営経費と施設整備基金積立金との合計から算出されており、各市の負担割合は、10%が均等割、90%が平成25年度のごみ搬入量の割合から算出したものでございます。

次の2款、使用料及び手数料、1項1目、総務使用料は、組合敷地内に設置してあります東京電力の電柱、東京ガスのガス管防食装置及び自動販売機設置の用地使用料でございます。

次の3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設整備費補助金は、3市共

同資源物処理施設整備実施計画策定業務委託・発注支援業務委託及び不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

次の4款、財産収入、1項1目、利子及び配当金は、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金の積立金利子でございます。債券及び定期預金での運用を行いました。

当初予算1,963万8,000円のところ、有利な預金への預けがえ、債券での運用に対する利子等の増収があったため、55万7,000円の増額補正をいたしました。収入済額は2,019万8,774円でございます。

次に、5款、繰入金でございます。1項1目、財政調整基金繰入金は、当初予算で1億1,641万5,000円の繰り入れを予定しておりましたが、次の6款、繰越金の増及び歳出の減などにより、2,973万3,000円の減額補正をいたしました。

2目、職員退職手当基金繰入金は、退職手当の支払いに充当したものでございます。

次に、決算書の3ページ、4ページをお開きください。

6款、繰越金でございます。平成26年度歳計剰余金の確定に伴いまして、1,407万8,000円の増額補正をいたしました。

次に、7款、諸収入でございます。1項1目、組合預金利子は、歳計現金から生じた利子でございます。

次の2項1目、雑入は、アルミくず、鉄くず等の売り払い収入でございます。当初見込んでいた価格を下回る価格で売り払いしたことなどにより、1,537万8,000円の減額補正をいたしました。

以上が歳入の内容でございます。

次に、決算書の5ページ、6ページをお開きください。歳出でございます。

ここでは、決算書に沿いまして、当初予算額及び補正予算額などを中心に説明をいたします。決算附属書類に記載の具体的な事業内容及び成果につきましては、後ほど説明をいたします。

初めに、1款、議会費でございます。議会の運営等に要する経費でございます。

次に、2款、総務費、1項1目、一般管理費は、職員の給料、手当等の人件費及び事務執行に要します経費等でございます。

当初予算1億7,368万3,000円のところ、人事異動等による変動分などにより、632万9,000円の減額補正を行いました。

次に、7ページ、8ページにかけて、2目、財産管理費でございます。施設の運営・管理に係る保険料、各種基金への積立金並びに小平市への借地料が主な内容でございます。

当初予算2億172万7,000円のところ、財政調整基金への積み立ての増などにより、702万1,000円の増額補正を行いました。

25節、積立金は、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金の積立金とその利子でございます。

3目、公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会の負担金でございます。

次の2項1目、監査委員費は、主に監査委員の報酬でございます。

3項1目、余熱利用施設費でございます。こもれびの足湯の運営に伴います光熱水費、建物損害保険料、施設維持管理業務委託費等でございます。

次に、3款、塵芥処理場費、1項1目、塵芥処理総務費は、業務課職員の旅費、研修参加費、小平市への地域環境対策負担金等でございます。

次に、2目、塵芥処理維持管理費でございます。施設の修繕・工事、最終処分場への焼却残渣と不燃物の運搬業務委託、ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設

の運転業務委託、電気料等の光熱水費、各種原材料費など、ごみ処理業務全般の運営・維持管理に要した経費でございます。

当初予算11億708万6,000円のところ、電気料金の燃料調整費が減ったこと、委託料、工事請負費及び原材料費で主に契約差金が生じたことなどにより、2,023万3,000円の減額補正を行いました。

次に、9ページ、10ページをお開きください。2項1目、塵芥処理場建設費でございます。

3市共同資源化事業に関する経費でございます。

当初予算6,607万円のところ、3市共同資源物処理施設整備実施計画策定業務委託、発注支援業務委託等の契約差金が生じたため、1,182万9,000円の減額補正を行いました。

次に、4款、公債費でございます。2件の起債について、当初見込んだ額を予定どおり償還いたしました。内容につきましては、後ほど説明をいたします。

5款、予備費でございます。2款、総務費、1項1目、一般管理費へ147万5,000円を充当いたしました。

ページを2枚おめくりください。実質収支に関する調書でございます。

冒頭でも申し上げました歳入歳出の総額と歳入歳出差引額等を記載したものでございます。実質収支額の5,197万8,352円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、ページを1枚おめくりいただき、12ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

公有財産の(1)の土地及び(2)の建物ともに、平成27年度での増減はございませんでした。

13ページをごらんください。

上段の表、物品につきましては、決算年度中増減高はゼロとなっております

が、フォークリフト及びロードスweeperを買いかえてございます。

下段の表、基金につきましては、各基金へ積み立てを行い、職員退職手当基金及び財政調整基金では、繰入金として支出をいたしました。

次に、決算附属書類に沿いまして、平成27年度の主な事業及び成果を説明いたします。

決算附属書類の11ページ、12ページをお開きください。

(1)のごみ処理事業でございますが、3市から日々搬入される可燃ごみ、不燃・粗大ごみ等の処理を行うとともに、アルミなどの金属類は再資源化を行いました。

(2)の施設対策におきましては、施設の機能維持を図るための定期的な補修工事のほか、3号炉においては、灰クレーンバケット整備工事、IDF送風機補修工事、4・5号炉では、DCS制御装置更新工事、加湿混練機整備工事等を行いました。

粗大ごみ処理施設では、破砕機等補修工事を行いました。

(3)の余熱利用施設では、平成27年度の足湯利用者は、推計7万500人ほどでございました。

右のページ(4)の3市共同資源化事業におきましては、3市共同資源化事業に関する会議を開催し、協議を行いました。

施設整備地域連絡協議会及び住民説明会を開催し、情報提供及び意見交換を行いました。

(5)その他の事業といたしまして、地域の方々との連絡協議会の開催、えんとつフェスティバルの開催、広報紙「えんとつ」の発行などを行いました。

13ページをお開きください。ページの下段、過去3年の搬入状況の表をごらんください。

下段の合計の欄、一番右の列の搬入量でございますが、平成27年度は7万

260トンほどで、平成26年度の7万1,718トンと比較して、マイナス2.03%、1,458トンほど減少しております。

ページを2枚おめくりいただき、15ページ、16ページをごらんください。

1款、議会費でございます。議会の開催では、定例会を2回、臨時会を1回開催いたしました。

2款、総務費でございます。職員関係経費では、職員の給料等を支払うとともに、職員健康診断、職員研修などを行いました。

広報啓発事業では、広報紙「えんとつ」の発行、施設見学の受け入れなどを行いました。

17ページ、18ページをごらんください。

住民協議機関の運営では、施設周辺にお住まいの方々と衛生組合との意見交換、連絡調整の場としての連絡協議会を開催いたしました。

地域共生事業では、えんとつフェスティバルの開催に伴い補助金を交付いたしました。

一般管理費では、施設等維持管理のため、清掃業務、警備業務及び場内植栽業務を委託し、また、機器等保守整備のため消防設備法定点検業務、エレベーター保守点検業務及び電話交換機等保守点検業務を委託いたしました。

次の財産管理事務では、小平市から借りている土地の土地借上料を支払いました。

各基金管理運用事務では、職員退職手当基金、財政調整基金及び施設整備基金について、有価証券、または定期預金により管理運用をいたしました。

次に、監査委員費の出納検査及び決算審査でございます。出納検査を3回、決算審査を1回実施いたしました。

19ページ、20ページをごらんください。

足湯施設の管理運営でございます。足湯施設の管理運営、清掃業務を委託し、

施設内の樹木剪定及び石橋設置工事を行いました。また、ボランティアによる植物の栽培及び花壇の設置などを行いました。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。

地域環境対策負担金でございますが、衛生組合周辺地域の環境整備を目的に、小平市へ負担金の支払いを行いました。

次に、ごみ処理事業でございます。

20ページの中段の表でございますとおり、修繕料57件、工事請負費で26件の補修工事を行いました。

下段の表の需用費、(1)消耗品費、1枚めぐりまして、次の22ページの(2)燃料費、(3)光熱水費は、ごみ処理事業に関する諸経費の内容でございます。

中段の表、3、委託料をごらんください。

処理・処分等委託料は、焼却灰及び破碎不燃ごみの最終処分場への運搬が主な内容でございます。

施設等維持管理委託料は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設のプラント運転が主な内容でございます。

その他、測定等の委託、機器等保守整備の委託がございます。

23ページ、24ページをお開きください。

3市共同資源化事業でございます。平成26年度から平成28年度まで3年にわたる資源物処理施設生活環境影響調査（現況調査）業務、整備実施計画策定業務、発注支援業務及び不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務を委託いたしました。

以上が平成27年度の主な事業及び成果でございます。

次のページ以降は、各種の参考資料でございます。

27ページ、28ページをお開きください。組合債の状況でございます。

上段の表をごらんください。左端の起債の目的欄に2件ございます。

平成27年度償還額は、2件の元金と利子を合わせまして、合計5,330万2,256円でございます。

未償還額は、右のページになりますが、1件で1,637万3,462円でございます。

27ページの下の表は、借入額、年利率、借入先等の一覧でございます。

以上が平成27年度一般会計歳入歳出決算の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

○5番【尾崎利一】 一つは、今ご説明いただいた決算附属書類で、過去3年の搬入状況ということで、13ページ、ご説明ありました。過去3年間にわたって搬入量が減少しているということですが、この搬入量は総トン数で書かれているわけですが、1人当たりというふうに直すと、各市それぞれどういう状況になるのか。

それから、これとの関係で、焼却施設について、現状で言うと243トン、200トンにすれば140億でできるというご説明もかつてありましたけれども、200トンぐらいまで減らせるという見込みがあるのかどうか。今議会は陳情なども出されていますので、ご見解を伺いたいと思います。

それから、同じ附属書類の23ページ、24ページのところでございますけれども、3市共同資源物処理施設整備実施計画策定業務委託と発注支援業務委託というのが、それぞれ出されているわけですが、この業務委託、補正予算との関係で言いますと、この業務委託をしてでき上がってきた実施計画では18億何がしで整備するということだったわけですが、今回の補正予算では26億というふうになってきているわけですね。

そうすると、この実施計画策定業務委託がどういうところに委託をされて、多分、計画策定支援業務委託だったような気が、丸投げじゃなくて、いろいろ

知恵をかりながら、実施計画を策定したということだったと思うんですが、やはり同じプラントメーカーが、この計画策定業務委託にかかわっているんじゃないかと思うんですが、そうすると、どうして、この半年あまりの間にこれだけの大きな差が出てしまったのかということが疑問として残りますので、そこから辺の状況について伺いたいと思います。

それから、この発注支援業務委託の内容についてもあわせて伺いたいと思います。

○業務課長【利光良平】 今ご質問いただきました搬入量の関係でございます。こちらの表につきましては、過去3年の市ごとの搬入量、年間／トンということで出ておりますが、1人当たりということでございます。1人当たりということでございますと、トンではなくてグラムということになってまいりますけれども、ここ3年で言いますと、武蔵村山市が過去3年で618グラムから、前年が610グラムで、27年度において601グラム。それから、小平市が2年前が584グラム、それから前年が573グラム、そして27年度が566グラム。それから、東大和市におきましては、平成25年度が560グラム、それから26年度が526グラム、それから27年度につきましては491グラムと、各市とも減少傾向ということでございます。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 焼却施設の規模に関してお答えさせていただきます。

現在のところ、243トンという想定で焼却規模を算出しておりますけれども、こちらにつきまして減量した場合ということなんですけれども、例えば具体例でちょっと計算させていただきますと、200トンという焼却規模にした場合、年間で施設を整備する期間や調整、緊急のための率を考えますと、実際に1日当たりの焼却量が365で割りますと150トンという数字が出てまいります。

平成27年度の焼却実績で言いますと、焼却は1年間で6万9,143トン焼却しておりますので、こちら単純に365で割りますと日量189トンという数字になってまいりますので、200トン処理規模とした場合に、日量で約40トンは現在よりも減量しなければならないという状況になってございます。

今後のごみの減量等踏まえまして、最新のデータを使いまして施設部分に関しましては検討をしていきたいというふうに考えております。

○計画課長【伊藤智】 今、委託の関係でお話を伺いました。私のほうからは、その委託先の業者、そちらのほうのお答えをしたいと思います。

まず、3市共同資源物処理施設整備実施計画の策定業務委託ということで、こちらのほうはパシフィックコンサルタンツ株式会社のほうに委託をしました。

もう一件の3市共同資源物処理施設発注支援業務委託という形で、こちらのほうは株式会社環境技術研究所、こちらのほうに委託をしている状況でございます。

詳しい内容につきましては、片山のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

○参事（施設整備）【片山敬】 まず、発注支援の業務内容というご質問をいただきましたけれども、最終的には発注仕様書の作成でございます。この発注仕様書の作成にかかわりましては、見積提案図書作成条件書、見積設計図書作成条件書、こちらのほうを作成いたしましてプラントメーカーに提案をいただく。提案をいただく中で技術評価をして仕様書にまとめていく、そういう内容の仕事でございます。

それから、もう一点、予算との乖離の部分でございますが、特に建築単価につきましては、その原因となりますのは土木建築業者、こちらさんの受注意欲がこれほど弱いとはちょっと想定していなかったというところに原因があるというふうに考えてございます。

○5番【尾崎利一】 今の24ページのところですけれども、資料でいただいた3市共同資源物処理施設整備工事の提案図書作成条件書をつくるというのが、このパシフィックコンサルタンツの仕事だったということでご説明を受けたと思いますけれども、ただ、いずれにしても、この整備実施計画案を出した時点で金額として18億7,820万円という金額が整備に必要だということで見積もられているわけですね。

それが、半年で大幅に狂ってしまうという、この問題ですね。だから、そのパシフィックコンサルタンツに策定業務支援の委託をしたということですが、この仕事が適正に行われたのかどうかということが一つ問題になると思いますが、その点についての見解を伺いたい。

それから、もう一つは、金額のことで言うと、平成26年3月に基本構想案が出された段階では13億2,000万円だったのが、この段階で19億円近くに額が上がっているわけですね。今回のをあわせると13億から26億で、補正予算のことを考えると2倍になるという事態になっているわけで、そうすると、この13億から19億近くにこの時点でなった、その理由はどのようなものだったのか、改めて伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 まず1点目でございますけれども、今、議員がおっしゃったのは、3市共同資源物処理施設整備実施計画策定業務委託、これがパシコンでございます。こちらでございますが、パシコンにつきましては、今申し上げたとおり建設費についての見込みが甘かったということが一つ。

それから、もう一つは、プラント関係につきまして、業者側の提案がオーバースペックであったということがございます。いずれにいたしましても、性能発注方式という方式で発注する場合には、過去のデータを参考に積算していくということが必要になるわけですが、私どもの施設のような容リプラとペットボトル、こちらだけを処理しているという施設がない。例えば缶とか瓶と一緒に

に、紙とペットボトルと一緒に、そういう施設が多いものですから、比較するのがなかなか難しかったという状況があるかと思います。

それから、基本構想から実施計画の金額の差でございますけれども、これは、その後実績が積み重なっておりますので、新たな実績を加えて見積額を想定したということで、見積額が違っているということでございます。

○5番【尾崎利一】 同じく23ページ、24ページのところで、今のご説明で基本構想段階の13億2,000万円から、その1年半後の整備実施計画の18億7,820万円、5億5,000万円ぐらい増えているのは、内容の変更ではなくて、きちっと見積もったら5億5,000万円増えてしまったという理解でいいのかどうか。

それから、もう一つは、今、土木費用の見積もりが甘かったという答弁でしたが、これ、パシフィックコンサルタンツの見込みが甘かったと、パシフィックコンサルタンツに一定の責任があるという理解でいいのかどうか伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 1点目の運営費、13億から18億、19億という差でございますけれども、これは、あくまでも実績に基づいて算定しておりますので、新たな実績が加わったことによる増加というふうに理解していただきたいと思います。

それから、パシフィックコンサルタンツについては、その他の業務では、しっかり業務をしていただきまして、この建設費の単価の見込みの甘さというのは、私どものチェックにも原因があったかというふうに思っております。

○5番【尾崎利一】 1,922万4,000円、パシフィックコンサルタンツに払っているのですが、こちらのチェックも甘かったけれども、パシフィックコンサルタンツにも責任があったということであれば、きちっと責任を明らかにしていただく必要があるんじゃないかと思いますが、その点について1点。

それから、この事業にかかわっては、周辺住民の方々の理解を得られないま

ま進めるべきではないということで、私は予算に反対したわけですがけれども、周辺住民の方々の理解について、現況を伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 1点目の業者さんの責任ということでございますけれども、説明が重なりますけれども、新たな実績ということで、実績に基づいて算出しております。建築費については、やはり、これだけ受注意欲がプラントメーカーが低かったということを読めなかったというのは、私どももパシフィックコンサルタンツも同じ状況だったのかなというふうに思っております。

それから、もう一点は、住民理解という点のご質問でございますけれども、周辺地域との協議の場として地域連絡協議会を設置していることでございますけれども、当初、構成は、施設から半径800メートルという範囲で、対象は44団体の自治会及びマンション管理組合、こちらが対象だったわけです。

現在のところ、参加は20団体、不参加は24団体という状況でございます。平成28年度に入りましての協議会への出席団体は12～13団体、参加人数については12人～16人という状況でございます。

廃棄物処理施設につきましては、このような性格の施設につきましては、建設についての理解を全ての住民から得ることはなかなか難しいのかなというふうに考えてございまして、参加している団体の方々にあっては、施設に対して不安や反対の意見をお持ちの方が多いう状況というふうに考えております。

そんな中でも、必要な施設として建てるならば、よい施設をという意見もございまして、また、反対意見、建てるならよい施設という意見に分かれている状況にもあると思っております。

対象団体のうち、今申し上げました参加していない24団体につきましては、賛成や反対はしないという意見もあります。

さらに、二つの事業計画、こちらの実施計画について対象団体に配布したわ

けですけれども、個別に伺いまして、事業の進捗について説明し、何かご意見があればというところで連絡を申し上げましたところ、本日現在、特に意見はないという状況でございます。

いずれにいたしましても、今後とも丁寧な説明に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○8番【中間建二】 先ほど決算附属書類の13ページのところで、過去3年の搬入状況等について質疑がありました。この実績を見ると、東大和市の可燃ごみと不燃ごみ・粗大ごみの搬入量が大きく落ちているということは一目瞭然だと思えます。

それで、3市共同資源化事業そのものは、一番初めのスタートのときに、とにかく中島町の負荷を小さくしたい、炉を小さくしたいという考え方のもとで、どうやったら、それができるかという中で3市共同資源化事業がスタートしているというふうに思いますが、この決算附属書類の数値を見れば、東大和市が家庭系ごみの有料化をしたことで、可燃、不燃・粗大ごみの搬入量が大きく落ちているということは、この数字を見れば明らかということは、今に至っても、この数字を見たときに武蔵村山市、小平市含めて、家庭系ごみの有料化を並行してやった上で、この3市共同資源化事業を進めていくべきであったということが明らかだと私は思いますが、この点についてどういうふうに認識、持たれておりますでしょうか。

○事務局長【村上哲弥】 13ページの過去3年間の搬入状況の表からも、東大和市のごみの減量は明らかである。また、それは、大きく有料化が寄与しているということでございます。確かに、そのとおりと我々も認識しております。

しかし、ごみの有料化につきましては、やはり各市それぞれいろいろな事情があるというふうに認識しております。各市のスケジュールに従って、現在、

検討されていると考えております。

○8番【中間建二】 この数字を見たときに、中島町に対して、また焼却炉を小さくするということに対して、東大和市が一番貢献しているということを今、事務局長は認めていただいたかと思えます。

それで、この段に至っても、繰り返しになりますけども、各市の事情はあるでしょうけれど、特に中島町の負荷を小さくしなきゃいけないということに対しては、3市は共通した認識を持って、これまで取り組んできているんですから、これは、小平市も武蔵村山市も、これを見たときに、この後の陳情にも関係するかもわかりませんが、やはり家庭系ごみの有料化をやって、家庭系ごみの出される量、ここの搬入量を少なくする努力をしてから、この事業が進むべきであったということを、この決算の中から、そこは読み取れるんじゃないかと思えますけども、その点について再度伺いたいと思えます。

○事務局長【村上哲弥】 ごみの減量の件でございますが、東大和市以外の小平市、武蔵村山市につきましては、それぞれの計画に沿った形で焼却施設の更新までには、さらなる減量がなされると我々は考えております。

各市それぞれが、行政だけではなく、市民の方等の意見も聞きつつ減量に取り組んでいられると考えるので、すぐに横並びになるということは、なかなか難しいのかなと思っております。

しかし、焼却施設の更新までには、やはり、さらなる減量をする必要がございますので、組合といたしましても、今後、減量につきまして、さらに3市にお願いしてまいりたいと考えております。

○8番【中間建二】 この間ずっともう、この3市共同資源化事業というものは10年以上前から議論されて今日に至っているわけですから、今まさに東大和市にリサイクル施設をつくろうという段階まできている中でも、3市のごみの有料化、ごみの減量施策を一番図れる事業について調整ができなかったとい

うことに対しての責任、反省を持っていただきたいと私は思いますし、それは、今、事務局長がご答弁されておりますけれども、やはり組合の管理者に大きな責任があるというふうに私は思います。いかがでしょうか。

○管理者【小林正則】 私は、小平市長という立場もっておりますので、おっしゃることはよくわかります。私は、ごみ処理というのは、各市それぞれ固有の課題を持っておりますから、全て一緒にやれということは、私の立場から申し上げられません。いろんな立場の中で努力をされていることは聞いております。

特に小平市でいえば、ごみ処理基本計画の中で有料化の方針を明確に打ち出しておりますので、これから地元の説明、これは有料化ですから丁寧にやっていかなきゃいけないし、また、議会に対しても丁寧に説明して理解をしていかなきゃいけない。その努力はやっております。漏れ聞くところ、武蔵村山市さんも、その方向で努力しておられるということですので、できるだけ計画どおり進めようと。私としては、管理者という立場でいえば、計画どおり進んでいくということを見守るしかありませんので、ぜひ、そこはご理解いただければと思います。

○8番【中間建二】 今ご答弁されましたけど、過去を振り返ってもしょうがありませんけれども、本来は一番、ここで3市の歩調が合わなければいけなかったんじゃないかなということを思います。これは指摘をしておきます。

続いて、先ほども質疑がありましたけども、決算書9ページ、決算附属書類12ページの、塵芥処理場建設費、3市共同資源化事業でありますけれども、27年度も施設整備地域連絡協議会を14回開催されたということですが、この中でもいまだに地域住民の理解は、結果として得られていないということよろしいでしょうか。

○参事（施設整備）【片山敬】 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、対

象が44団体の自治会とマンション管理組合、その中で20団体が参加している。それが、28年度になって12～13団体、参加人数としては12人～16人程度という中で協議会をしております。

これについては、今後とも引き続き理解を求める努力を継続してまいりたいと、このように考えてございます。

○8番【中間建二】 結果として地域住民の理解は得られていないわけです。ずっと、このことを言っていますけども、平成25年1月の4団体、組合管理者及び3市の市長で合意した地域住民の理解を得られた後に事業に着手すると皆さんが署名をした、その合意をほごにしたことによって今日の事態を招いているということをぜひご認識いただきたいと思います。

その上で、この施設整備地域連絡協議会の議論を積み重ねた中で、理解が得られていないけれども、本年11月18日付で組合から東大和市に3市共同資源物処理施設建設に伴う都市計画決定についてという依頼が行われました。地域住民の理解が得られていないにもかかわらず、このような都市計画決定を行うことは不可能ではないかと私は思っておりますけれども、どういうふうな認識を持っておられますでしょうか。

○参事（施設整備）【片山敬】 本事業につきましては、既に4団体が合意している事業でございますので、その延長線上での届け出依頼の文書でございますので、矛盾はしていないと。施設建設に当たって必要な行為でございますので、矛盾はしていないというふうに考えてございます。

○8番【中間建二】 行政側の理屈の手續上、矛盾していないことを聞いているわけじゃなくて、地域住民の理解が得られていない中で都市計画決定を進めようとしても、都市計画決定はできないんじゃないですかということを申し上げております。

○計画課長【伊藤智】 先ほど来から地域住民の理解という形で、桜が丘の地

域連絡協議会で協議を重ねているというところがございます。確かに施設に対しての不安や反対ということをお持ちの方が多という形で、片山のほうも答弁させていただいています。

引き続き、我々のほうも、そちらの不安を拭えるように、もしくは反対の方が少なくなるように、我々、これからも努力して説明のほうを重ねてまいりたいと考えておりますので、その点をよろしくお願いします。

以上です。

○8番【中間建二】　そういう努力を2年も3年も、もしくはもう10年近く重ねても理解が得られていないという現状がある中で、建物をつくるための都市計画決定はできないんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、できるんですか、できるという法的根拠はあるんですか。

○参事（施設整備）【片山敬】　都市計画につきましては、都市計画審議会という中で、都市計画審議会委員の皆さんで、公平な目で審議され、結果が出るものというふうに考えてございます。

○8番【中間建二】　今、片山参事が答弁されたとおりなんですよ。都市計画審議会が審議されるわけですから、都市計画決定ができないこともあるんですよ。都市計画決定ができなければ、これ、予算を通して事業を進めたいといっても、あの場所に建物を建てられないんですよ。幾ら予算を確保して事業を進めても、都市計画決定ができなければ建てられないんですよ。

これ、都市計画決定ができなければ建てられないものを、今、片山参事がおっしゃったように都市計画審議会は、公平な目で、公平・公正な立場で審議をして意見を言っていく。その大前提となる地域住民の理解が得られていないという現状がずっと続いていて、都市計画決定の依頼を東大和市にしても、これ、都市計画決定ができない、私はできないと思っているんです。できますかね。

○参事（施設整備）【片山敬】　先ほども申し上げましたけども、私どもとしま

しては、この事業は4団体で一致して進めている事業でございます。必要不可欠な、今後進めていく不燃・粗大ごみ処理施設、それから、ごみ焼却施設、こちらの更新を含めて非常に重要な事業であるということを説明して、ご認識をいただきたい、お認めいただきたいというふうに考えているところでございます。

○8番【中間建二】 組合は、そういう立場だと思うんですよ。けれども、先ほど明確にご答弁いただきましたように、審議会にかけるわけですから、都市計画決定ができるという保証は何もないんです。都市計画決定そのものは、市長が一人で判こを押せばできるというもんじゃないんですよ。

そうすると、予算を通して、この後、補正予算の審議もありますけれども、当初から決めていたような金額の倍の金額で工事をやると決めて、東大和市都市計画審議会に、きのう説明はありましたけれども、審議は、まだこれからですよ。一般的には1年近くかかるんじゃないかと言われている手続に入ってしまったとしても、都市計画決定ができる保証は何もないんですよ。

そうすると、これ、予算通して、予算執行しながら建物、東大和市の今の暫定施設を解体するのか、どうするのかまではわかりませんが、そういう事業を進めていて、これ、都市計画決定ができなかったときの責任というのは東大和市が負うんですか。組合の手続、手順の問題ですよ。

○管理者【小林正則】 地元の理解が得られていないというお話ですが、これは、事業の性格上、周辺の皆さんの全員の賛成を得られるまで事業を進めてはいけないということになりますと、この種の施設は、全国各地にありますし、小平市の場合、ごみ処理施設があって、今でも反対の人がおられるんですよ。しかし、現実には稼働しているんですよ。東大和のごみもちゃんとやっています。反対が今もおられるんですよ。じゃ、やめられますか。やめられないんですよ。

やっぱり必要なものは、多くの皆さん、もちろん周辺の人たちは、当然、近くにつくられますから、感情面も含めて、なかなかご理解が得られないというところはありますが、引き続いて理解を得られるように努力は今しています。既に三十数回やっておられますし、アンケートをとっても、多くの団体は特別な意見を申し上げていないということも聞いております。

ですから、その説得をして理解してもらおうということは、ずっと続けてまいります。何が何でもやって意見は聞かないということではなくて、具体的な要望があれば、例えばつくるんだったら、いい施設をつくってくれと、そういった具体的な提案があれば、できるだけ盛り込めるものは盛り込んでいくという、そういった柔軟な姿勢で今、説明をしているわけです。

しかし、一方で、4団体で、この施設は必要なんだということを合意して、今、具体的に進めているわけですね。ですから、そこで手続として、今度、都市計画審議会に、この計画案を出して審議をしていただくわけであります。そこは、東大和市の都市計画審議会でありますから、我々は、粛々と提案をして、ご審議をいただいて、中にご決定賜るということをお願いするだけでございます。

〇8番【中間建二】 今年度の当初予算のときにも申し上げましたけれども、連絡協議会に参加されている全員が賛成をするということは、それはあり得ないと私も思いますよ。

だけど、少なくとも、そこに何とか組合の、3市の説明を聞こう、理解しようと思って、そこに集まってくださる方々のせめて半分以上は理解をした。これだけ議論をして積み重ねたら、半分以上の方がやむを得ないと判断をしていただければ、組合としては説明責任を果たした、努力をしたと言えると私は思うんですけれども、全くそんな状況じゃないんですよ。

これは、後ろにいらっしゃる皆さんが一番理解されていますし、最近、3市

の市長がお見えになっていないので、状況が十分伝わっていないかも知りませんが、全くそういう段階にはまだ至っていない。それは、申しわけないけれども、平成25年1月の皆さんが署名された決定を、皆さんみずからがほごにされて、理解を得られたということが確認されていないにもかかわらず、手続を進めたことが今日の原因を招いているということをぜひご理解をいただきたいと思いますし、繰り返しになりますけれども、手続上、都市計画決定ができる保証はないんですよ。できないこともあるんです。都市計画決定そのものは、審議会があるわけですから、市長がトップダウンで、これを認めると言えはできるものじゃないんですよ。

ということは、都市計画決定ができない可能性があるということを十分認識した上で、組合のほうもこの事務手続を進めている。当然、私は認められるとは思いませんけれども、この後、仮に補正予算が認められたとして契約に至ったら、その後、またさらに手続は進んでいくんでしょうけども、また、そういうお金そのものも、都市計画決定ができなかったときには誰が責任をとるんですか。これ、東大和市に都市計画決定ができない責任を負ってくれと言われたって、そもそも手順が間違っちゃったわけですから、それを東大和市の責任にされても、私は申しわけないけれど、東大和市の議員としても、それは困りますよ。市長が一番困ると思いますけど。

ですから、都市計画決定ができないということもあるということを組合は十分認識した上で、今の手続を進めているということいいんですね。そこをもう一回確認させてください。

○管理者【小林正則】 我々は、とり得る最大、これ以上のない計画をこの間、議会の皆さんにお示しをして、市民の皆さんの代表ですから、そこにお諮りをしているわけです。ですから、議会でご承認いただいて、その計画を東大和の都市計画審議会に出すということは、当然、そこで審議をしていただいて、賛

成をしていただくということを前提でやっております。

それは、反対されることを前提で出す者はいませんから、それは、当然、出すということは、我々、自信を持って、議会の承認を得ることは大前提ですから、それを得られて出していくわけですから、当然、賛成していただくということが前提でお願いをするということになります。

○ 8 番【中間建二】 組合の立場として都市計画決定依頼をするわけですから、認めてもらいたい、決定してもらいたいという立場はそうでしょう。けれども、都市計画審議会、また都市計画決定という手続上、できないこともあるという認識を当然持っていていただいているかと思えますけれども、持っていただきたいと思えますし、小林管理者のほうは、当然、議会の賛成多数によって予算が通れば、それを適正に執行するという立場でしょうから、だからこそ、この後、補正予算の審議がありますけれども、議会のほうでもう一度立ちどまって冷静に判断しましょうということが議会の意思として示されないと、これは、どんどん進んでしまう。手続は瑕疵がある、間違っているということはずっと言ってきましたけれども、そうなってしまいますので、この後の補正審議の中でも質疑をさせていただきたいと思えます。

都市計画のことについて、もう少しあるんですけども、都市計画決定がされないおそれもある。また、都市計画決定が、現実的に今の状況で東大和市に依頼されても、都市計画決定はできないと私は思っていますけども、そういう状況があるということを組合のほうもご認識をいただいているようでございますので、決算の質疑については、この程度にしておきたいと思えます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○ 9 番【内野直樹】 私からは、1点だけ。附属書類の13ページのところで、搬入量の状況ということで、数字を見ますと武蔵村山市が、中島町をはじめ多くの市民の皆さんにご負担とご迷惑をおかけしているというふうに反省はして

いるところなんですけれども、ただ、市としても、生ごみの堆肥化事業であったりとか、最近増えている不法投棄の見回り強化だったりとか、それぞれ努力をしている一方で、やはり、ごみ減量につながらない大きな要因ということもちょっと知っておいていただきたいなと思ひまして発言をするんですけれども、今、ご承知のように、武蔵村山市は都営住宅の建てかえ計画が長年続いているということが、このごみ減量につながらない大きな要因かなというふうに思っております。

人口7万2,000人に対して、当初は5,000世帯、今は4,000世帯の都営住宅の建てかえ計画が進む中、東京都のほうから、移転をする際に、これまでであったスペースよりも狭い区画で移転が迫られている中で、家具を買い換えなければいけないということで、ごみが大量に出てきてしまう。引っ越しに伴ってごみを集積場所に置いていると、都営住宅に入居している方から見ると、圏外の方がトラックでごみを捨てていくという状況も見受けられるような情報もいただいているんですけれども、そういう中で、粗大ごみ・不燃ごみをはじめ、減量になかなかつながらない非常に苦しい状況が続いているんですけれども、担当課のほうにちょっとお聞きしたいのは、先ほど東大和市さん、ごみの有料化がごみの減量として非常に効果的だというような一面をご報告いただいておりますけれども、一方でなかなか進まない問題も含めて、各市の状況、原因等はつかんでいるのかどうか、教えてください。

○業務課長【利光良平】 各市の状況でございますが、今、議員のほうからご披瀝いただきましたような、武蔵村山市の場合ですと、村山団地の状況等がございますが、そちらにつきましても、私どもとしましては、情報としては承知してございます。

各市、やはり、いろいろ状況等ございますが、ことしで言いますと、小平市などにおいても可燃ごみのほうで搬入量が増えたりしておりますが、武蔵村山

市もそうですが、1人当たりのごみ量という点では、最初に申しあげましたように、そちらのほうは減少したりしておりますので、そういった点で減量のほうが進んでいただければというふうに考えております。

○9番【内野直樹】 引き続き努力をしていくように働きかけるとは思うんですけども、そういうことも実情としてあるということを知っておいていただきたいなというふうに思っています。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○11番【須藤博】 この議会において、過去、小平市、武蔵村山市が有料化ということの動きが見えない段階で、管理者に対して減量化のためには早期に取り組むべきであるということを強く申しあげた経緯がございますけれども、その後、両市とも有料化に向けて検討を始めていると。遅きに失したと私は思っておりますけれども、動き出したのはいいことかなと思っております。

東大和市さんの搬入状況の一覧を見ますと、不燃・粗大ごみで25.47%という大変に大きい減少を見せております。武蔵村山も比較的、11%減っております。

特に不燃・粗大、こういったものには有料化によって大きなインセンティブが働くと思います。性悪説はとりたくないですけども、有料化が始まった市は、無料化のところには不法投棄をされてしまうという傾向が現実にありますので、やはり、これは3市そろって同時期にやるべきだったかなと思っておりますけれども、より一層、この検討の作業を早めるべきだということを強く要望しておきます。

○議長【関田貢】 要望でいいですか。

○11番【須藤博】 はい。

○議長【関田貢】 ほかに。

○1番【佐藤充】 決算の中で、ごみの搬入量について話題になってますけ

ど、その中で家庭ごみの有料化ということも出てはいますが、ちょっと違った観点でお尋ねしたいんですが、確かにこの決算の状況から見ますと、東大和市が家庭ごみを有料化して搬入ごみが減少しているということで、そういう東大和市の努力はあるわけですが、各市のそれぞれの計画と努力があるんだと。住民の理解も必要だよということが、先ほど管理者のほうから発言があったわけですが、一つ、やはりここで大きいのは住民の理解と申しますか、ごみ問題に関しては、住民負担のあり方というのが大きな問題になってくるかなというふうに思うんです。

そういうことで、小平市も議論はされていくだろうというふうに思うんですが、私は、ごみを扱わない家庭はないよと、全ての家庭が扱うわけですよ。そういう点では、負担のあり方という点から見れば、税金に等しくなると、税金の二重取りじゃないかというような議論も小平市民の中にはあります。これはこれでよく検討しなきゃいけないなというふうには思っています。

今ちょっと出たんですが、いわゆる処理のあり方ですよ。一般的に3Rというふうに言うわけですが、リユース、リサイクル、この2つは、本当に3市とも努力されてきたんだと思うんです。

そういう中であって、同じようにごみがある中で、有料化したところには、ごみの発生なるものがなくなるということでは決してないわけで、さっき不法投棄の問題なんかちょっと出たんですが、私は、そこまで言いませんけれども、やはりどこかにごみというのは行っているわけですよ。こういう状況の中で、有料化のあり方というのは、私たちは真剣に考える必要があるなというふうに思っています。

もし、組合としてのそこら辺のご認識があれば、ちょっとお示しいただきたいというふうに思うのが一つ。

それから、3Rの中のいわゆるリデュース、発生源抑制ということが非常に

大事だというふうに思います。これは、組合のほうにお尋ねするのはちょっと筋違いかもしれないんですけど、ごみ処理、衛生管理ということの問題がありますから、リデュースが、この3Rの中でとりわけおこなっているんじゃないかというふうに私は思います。このリデュース、発生源抑制をもっともっと強化する必要があるなというふうに思うんですが、そこら辺は組合としてどうのご認識なのか、ちょっと筋違いの質問になるかもしれないんですが、ちょっとお尋ねしておきます。

○参事（施設整備）【片山敬】 有料化についての組合としての考え方ですけれども、先ほど事務局長が申しあげましたとおり、組織市の中で議論をされて決めるべき問題であるとは思いますが。ただ、組合としては、ごみ減量について努力していただくように働きかけはしてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、リデュースにつきましては、現在、3市共同資源化事業のソフト面ということで、分別基準の統一ですとか、そういう検討項目の中に3市共同で行うと有効ではないかというような提案もなされているような状況でございますので、組合といたしましても3市と協力して、支援できるものは支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○1番【佐藤充】 それで、ごみ減量、これは当然のことで努力しなきゃいけない問題で、組合としても働きかけているんだということは当然かというふうに思います。

ここで、3市それぞれの立場の違いといいますか、状況の違い、検討状況の違いというのがありますので、そこら辺は理解していただきながら、いかにリユース、リサイクルを強化するのか。これは、もっと可能性が、三多摩全体もそうですけど、この3市というのは努力し尽くしたぐらいにやってきたんだと思うんですけど、そこでの一層のごみ減量の対策というのは、まだ余地がある

よ、頑張れるというところを3市共同で研究できるようにしていただきたいということと、リデュースについてはわかりました。組合としても取り組むよという観点ですから、それはそれで理解しましたので、そのことは、ちょっと意見としてお願いしたいと思います。

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第5、議案第15号「平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手多数によって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6 議案第16号 平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)

○議長【関田貢】 日程第6、議案第16号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第16号につきまして、

説明を申し上げます。

本案は、ただいまご認定をいただきました平成27年度一般会計歳入歳出決算剰余金が確定いたしましたことなどにより補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,879万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,202万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、5款、繰入金を減額し、6款、繰越金を増額するものでございます。

歳出につきましては、2款、総務費、3款、塵芥処理場費を増額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長【村上哲弥】 お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。右のページ、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,879万7,000円を追加し、予算総額を17億3,202万5,000円とするものでございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為の補正でございます。

3市共同資源物処理施設整備工事に係る経費が当初予算を上回るが見込まれるため、債務負担行為の限度額を増額するものでございます。

増額理由として、一つには、ごみ処理施設の土木建築工事の建築単価が延べ床面積の縮小による減を大きく上回ったこと。

二つには、環境性能をはじめとする施設の仕様水準の高さを予算に十分に反映できなかったこと。

三つには、作業の効率化と安全対策を図るための仕様を向上させたことなどが主な理由でございます。

なお、詳細な内容及び施設の仕様の概要につきましては、後ほど資料に基づきまして説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお開きください。歳入の内容でございます。

まず、6 款の繰越金をごらんください。補正前の額の欄でございます。2,000 万円は、27 年度の剰余金として繰り越しを予定していた当初の歳入額でございます。

一方、剰余金の確定額は、5,197 万 8,352 円でございますので、当初予定額の 2,000 万円と確定額の 5,197 万 8,352 円との差、3,197 万 8,352 円を追加するものでございます。補正額は 1,000 円未満を切り捨てた 3,197 万 8,000 円を計上いたしました。

ページを 1 枚おめくりください。歳出でございます。

積立金では、平成 27 年度の剰余金を財政調整基金へ積み立てするものでございます。

ただいま歳入で説明いたしました繰越金の補正額 3,197 万 8,000 円の 2 分の 1 の額を積み立てることとなります。補正額としては 1,000 円未満を切り上げた 1,598 万 9,000 円を計上してございます。

委託料では、不燃・粗大ごみ処理施設の建設場所に予定されている小平市清掃事務所の解体及び建設工事を行うため、必要となる土壌及びアスベスト調査業務に要する経費を計上するものでございます。

前のページに戻りますが、5 款の繰入金金は、歳出補正額合計と均衡させるため、財政調整基金から繰入額を減額したものでございます。

それでは、別添 2 資料（仮称）3 市共同資源物処理施設整備費の補正予算についての説明を行います。

1. 3 市共同資源化事業の経過及び現況でございます。

(1)（仮称）3 市共同資源物処理施設整備工事費を含む平成 28 年度予算が、

平成28年2月定例会において議決されました。

(2) 整備工事の発注に当たっては性能発注方式を採用するため、発注に向けて提案図書作成条件書を作成し、これに基づいた提案図書をプラントメーカーから7月4日に受領いたしました。受領した見積額が当初予算と大きく乖離していたため、施設に求められる性能や機能を確保する視点に加え、見積額と予算額の乖離縮減を図る視点から技術審査を行い、仕様書を作成いたしました。

(3) 生活環境調査書の縦覧を行い、寄せられた8件の意見に対して、生活環境保全上の見解を取りまとめ、公表いたしました。

(4) 3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会を毎月開催し、情報提供及び意見交換を行っております。

2. 増額補正を必要とするに至った理由でございます。

土木建築関連、環境対策関連、管理運営の効率化関連とそれぞれ分けてご説明申し上げます。

(1) 土木建築関連でございます。東日本大震災の復興関連工事需要に加え、首都圏においては東京オリンピック・パラリンピックを前にした建設ラッシュが続いています。このような状況のもと、建設事業者のプラント建設、特に制約事項の多いごみ処理施設に対する受注意欲は弱く、プラントメーカーが建設業者を確保することが難しい状況となっております。

このため、プラントメーカーから提出のあった土木建築工事の見積額は、人材確保、資材の値上がりのリスクを見込んだものとなっており、当初の見込みと大きな乖離を生じたものです。

以上のことから、高い環境性能を維持しつつ、建築費縮減のために延べ床面積の縮小を図りました。しかし、ごみ処理施設の土木建築の単価の増加が著しく、当初予算を大きく上回ることになりました。

(2) 環境対策関連でございます。VOC、悪臭、騒音及び振動に対する環

境性能をはじめとする施設の仕様水準が高度であることに加え、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会における要望事項等を実現するため、建築費積算後に遮蔽壁や電光表示装置などの仕様を追加したことを、十分に当初予算に反映できていませんでした。

(3) 管理運営効率化関連でございます。施設稼働後の管理運営に係る人件費の縮減や作業に対する効率化と安全対策を目的として、処理系列等の仕様を向上させたことから、機械配管電気工事費が当初予算見積額から増となりました。

2ページから3ページにかけての表1、補正額調整表は、表の一番左に土木建築工事、機械配管電気工事などの分類に分け、それぞれこの分類に対する当初予算額、補正額、補正後予算額、そして増額した理由を記載させていただいたものでございます。

土木建築工事につきましては、当初予算額9億900万円を積算しておりましたが、予算額3億4,288万円、補正後予算額12億5,188万円となり、増額した理由に関しましては、表の記載のとおりでございます。

機械配管電気工事につきましては、当初予算額4億円を積算しておりましたが、補正額1億5,800万円、補正後予算額5億5,800万円となり、増額した理由に関しましては、環境関連、メンテナンス性能・安全対策関連と項目を分けて記載させていただいているとおりでございます。

続きまして、3ページになります。

解体工事費につきましては、当初予算からの変更はございません。

諸経費につきましては、直接工事費が増となることに伴うものでございます。

これらを合計した税抜きの合計額、当初予算額は17億4,000万円でしたが、補正額6億6,000万円、補正後の予算額は24億円となります。

この額に消費税を加えますと、表の総計欄、当初予算額18億7,920万円

に對しまして、補正額 7 億 1,280 万円、補正後予算額は 25 億 9,200 万円となります。

続きまして、3. 財源内訳でございます。財源内訳に對しましては、表 2 のとおりとなります。分類分けをいたしまして、工事価格に對して交付金、起債額、一般財源の区分けをしてございます。

補正後の予算としまして、一番右の欄、合計を申し上げます。

工事価格は 25 億 9,200 万円、それに対する交付金は 7 億 6,022 万円、起債は 16 億 170 万円、一般財源は 2 億 3,008 万円となります。

この額につきましては、欄外の米印にありますとおり、循環型社会形成推進交付金交付率 3 分の 1、起債充当率、交付対象 90%、交付対象外 75%、なお、起債の償還は 3 年据え置き、15 年償還を予定しております。

続きまして、4. 予算対応についてでございます。

平成 28 年度予算は、歳出予算の補正は行わず、債務負担行為限度額——これは平成 29 年度～30 年度でございますが——につきましては、7 億 1,280 万円を増額し、24 億 9,804 万円とします。

また、(仮称)3 市共同資源物処理施設設計・施工監理業務委託に係る債務負担行為限度額につきましても、(仮称)3 市共同資源物処理施設整備工事費の 5%と積算しているため、3,564 万円増額し、1 億 2,490 万 2,000 円とします。

続きまして、4 ページ、5 の財政上の対応でございます。

今回の補正によって構成 3 市の分担金に影響する増額分を試算いたしますと、表 3、各市分担金への影響額のとおりとなります。

なお、この数字は、平成 27 年度のごみ投入実績をもとに均等割 10%及び投入割 90%で試算したものでございます。

小平市につきましては 2 億 6,836 万 4,000 円、東大和市につきましては

1億1,653万2,000円、武蔵村山市につきましては1億1,884万4,000円、合計いたしますと5億374万円となります。

なお、組合といたしましては、分担金の増額を抑制するため、財政調整基金の活用及び現有焼却施設の施設補修や改善計画の見直しを行ってまいりたいと思っております。

最後に、6. 今後の方針でございます。

(1) 建設費が当初予算額を上回ることとなりましたが、本施設は、3市の将来にわたっての安定的な廃棄処理行政を行う上で必要不可欠な施設であり、財政上のあらゆる手段を講じることにより、構成市の分担金への影響が最小限となるよう努力し、議会の理解をいただきながら強い決意で事業を推進してまいります。

(2) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設については、施設規模を中心とした仕様の見直しを行うことで建設費の増加を抑えることにより、3市共同資源化事業全体の予算の増加抑制に努めます。

(3) 小平・村山・大和衛生組合議会平成28年11月定例会で補正予算案を上程し、仮契約締結後、平成29年1月下旬以降に小平・村山・大和衛生組合議会臨時会を開催させていただき、(仮称)3市共同資源物処理施設整備工事の契約議案を上程する予定でございます。

続きまして、別添1資料でございますが、(仮称)3市共同資源物処理の仕様の概要について、ご説明申し上げます。

1 概要、(1) 施設概要についてでございます。

3市から排出されるその他プラスチック製容器包装及びペットボトルを受け入れ、再商品化できるよう圧縮梱包するものです。また、プラザは、リサイクルに関する啓発の拠点とすることを目的に機能を計画し、再生品や不用品の展示、ごみ・リサイクルに係る研修や情報発信ができる室・コーナーを設けて住

民に開放いたします。

(2) の計画概要に関しましては、表に示したとおりでございます。

2 施設の特徴でございます。

(1) 施設規模（処理能力）は、周辺環境に配慮し、5時間運転を基本としております。

(2) 資源物の受け入れは、臭気対策として有効なピットアンドクレーン方式を採用しております。

(3) 揮発性有機化合物（VOC）対策として、最高水準の技術を採用しております。

3 全体計画でございます。

(1) 単に廃棄物を処理するだけでなく、住民に親しまれる施設といたします。

(2) 車両の通行に支障のない動線を立案いたします。

(3) 防音、防振、防じん対策を十分に行います。特に騒音、振動、粉じん、悪臭及びVOCに対して十分対策を講じます。

(4) 見学者動線については、見学者にとって資源化過程を理解しやすい動線を考慮いたします。

(5) 各設備・機器は全て建屋内に収納します。

(6) 建屋の高さは、可能な限り低くいたします。

(7) 組織市の住民のリサイクル意識の高揚を図り、循環型社会形成に資する施設といたします。

(8) 施設の運営に当たっては、高齢者の雇用を前提とした動線や居室を計画いたします。

4 主要設備です。

(1) 受入供給施設です。行政回収車・各種搬入搬出車の入退場時の計量す

る設備及び容リプラ・ペットボトルを受け入れて各処理系列に供給する設備で、計量機、プラットホーム、投入扉、資源物貯留ピット及び資源物クレーンより構成します。

(2) 容リプラ処理系列です。搬入された容リプラを破袋後に比重の軽いフィルム系プラスチックと重いプラスチックに分類し、磁力で除去可能な金属製の異物を取り除いた上で手選別する設備で、破袋機、比重差選別機、磁力選別機、手選別コンベア、圧縮梱包機及び各種ホッパ・コンベアにより構成されます。

(3) ペットボトル処理系列です。搬入されたペットボトルを破除袋後に手選別する設備で、破除袋機、手選別コンベア、圧縮梱包機及び各種ホッパ・コンベアより構成します。

(4) 集じん・脱臭設備です。粉じん、悪臭及びVOCの拡散を防止するために必要な装置を設け、バグフィルタ、集じん装置、脱臭装置——VOC除去装置については光触媒と活性炭でございます——排風機等により構成します。

5 公害防止基準については、5 項目記載させていただいております。

(1) 騒音、(2) 振動、(3) 悪臭につきましては、表に記載させていただいたとおりの要求水準値を採用いたします。

(4) 粉じんにつきましては、資源物の受け入れや破袋、圧縮梱包等で粉じんが発生することも考えられるため、粉じんが発生しやすい場所については、集じん器を設置し、粉じんを除去した後に屋外へ排気いたします。

(5) VOCについてでございます。敷地境界における総揮発性有機化合物(T-VOC)の濃度を $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下にすることを目標とします。

①T-VOCの除去能力は、VOC除去設備において、除去率を80%以上、または除去設備出口において $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ ——これは5時間平均でございます——以下とします。

②大気汚染防止法で定義されるVOCの排出濃度は、VOC除去設備出口において400ppm以下とします。

6 生活環境影響調査の結果です。

(1) 現状把握、予測、影響の分析結果の整理でございますが、計画施設の稼働が周辺に及ぼす影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成するものとして評価をいたしました。

(2) 施設の設置に関する反映事項及びその内容でございます。

①施設の稼働に係る大気質（施設稼働時のVOC）対策ですが、微量のVOCについては、悪臭の除去と同様の活性炭吸着法で除去できることから、集じん器後に活性炭吸着塔を設け、悪臭物質とあわせてVOCの除去を行い、施設外への拡散を防止いたします。

②施設の稼働に係る騒音対策につきましては、騒音発生機器は居室内におさめるほか、機器を設置する居室に関し、吸音材等を施工する等、防音対策を行います。

③施設の稼働に係る振動対策につきましては、振動を発生する機器を設置する箇所は、独立基礎等により施設基礎部に振動の伝播がしづらい構造といたします。

④施設の稼働に係る悪臭対策につきましては、臭気捕集とあわせてVOC対策も行うため、脱臭設備は、VOCも捕集可能な活性炭吸着法等によるものを設置いたします。また、臭気の漏えいを防止するため、プラットホーム出入口扉にはエアカーテンを設置いたします。

(3) 維持管理に関する反映事項及びその内容につきましてでございます。

①廃棄物運搬車両に係る大気質、騒音、振動及び交通量対策といたしまして、特定の曜日に搬入車両が集中することを避けるなど、計画的な搬入を行うものとするほか、搬入車両に対しましては、法定速度の厳守、空吹かしの防止等を

励行してまいります。

②施設の稼働に係る悪臭対策といたしまして、臭気の漏えいを防止するため、必要時以外には開口部を開放しないことといたします。

説明は以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長【関田貢】 休憩を閉じて、再開いたします。

質疑に入ります。

○5番【尾崎利一】 資料要求をしていますので、資料について、まず伺います。

別添の1と、それから以前にいただいた提案図書作成条件書との関係ですけれども、提案図書作成条件書は15日にいただいている資料ですね。平成28年5月に提案図書作成条件書を提示して、7月4日にプラントメーカーから見積額が出てきたと。それが30億～40億という見積もりが出てきて、その後いろいろ調整をして、今度の補正予算になっているということですが、そうすると、5月の提案図書作成条件書で提示をした結果、30億～40億の見積もりが出てきて、それをいろいろ調整した結果が、この別添1の（仮称）3市共同資源物処理施設の仕様の概要ということになって、仕様書そのものは出せないということで、この概要が出されているわけですが、これに基づいて30億～40億ではなくて、26億ぐらいを上限として入札にかけるといことなわけです。

そうすると、別添2の資料、2ページ、3ページで示されているのは当初予算からの補正額の理由なんですよ。だけど、実際の流れとしては28年5月

で出した条件書に基づいて見積もったら30億～40億になってしまって、それから減額をかけた結果として別添1の28年11月の仕様が出てくるという経過になるので、当初予算からの増額の理由ではなくて、30億～40億が26億にどう減ったのかということが、この15日に示された作成条件書と別添1の仕様の概要の違いとして出てこなくちゃいけないわけですが、どこがどういうふうに違っているのかという概要について伺いたと思います。

それから、別添1の資料は、別添3の11月10日に開催された3市市長・組合管理者会議で示された資料だというふうに、これは、昨日ファクスでいただいた資料要求についての報告に書かれています。

ところが、これが届いたのは昨日の午後1時過ぎにファクスで届きました。11月10日段階で管理者、それから市長の会議に示されていたものが、きのうにならなければ議員の手元に、資料要求していたにもかかわらず来ないというのは、私は納得がいかないんですが、なぜ、この資料の提出がこのようにおくれたのかについて伺います。

それから、別添3の3市ごみ処理事業推進本部回議書ですが、裏に11月10日に3市長・組合管理者会議で、今言ったようなプラントメーカーとの協議を経て仕様書を最終的に作成し、説明をしたということになっていますが、会議時間が何分行われたのか。それから、説明が何分行われたのか。それから、説明に基づく会議、審議というんですか、どのような審議が行われたのか、概要について伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 1点目の30億～40億に対して現状のお願いしている補正予算額が削減する過程をとというご質問だと思いますけれども、先ほどと重なりますけれども、あくまでも私どもの積算を基本にして考えてございまして、建築の部分はございますけれども、プラントメーカーさんについては組合の要求水準書を超えている部分が相当ございました。これがございまし

たので、メーカーとの協議によりまして、そこまで必要ないよということで削減をしたのと、それから、メーカーさんについては見積もりでございますので、さらに安全サイドに見積もっていたというところがございます。そういう面は、削減したといえは削減したことになりますが、私どもとしては、まず私どもの積算といいますか、当初予算額に対して、この部分はどうしてもグレードアップになるのでいたし方がないという部分について計上させていただいた。その結果が、税抜きで24億という価となっているところでございます。

○総務課長【藤野信一】 資料の配付がおくれた理由でございますが、推進本部回議書の起案が11月11日となっております、決裁がございましたのは18日、先週の金曜日でございましたので、決裁後に配付したということでございます。

（「別添1の配付がおくれた理由、別添3じゃなくて」の声あり）

○総務課長【藤野信一】 この回議書に別添1がついておりましたので、それとあわせて決裁が終わった後、送付したと、そういうことでございます。

○計画課長【伊藤智】 ただいまいただきました11月10日の会議の概要というようなお話がございました。説明時間等につきましては、30分ほどかかったのかなというふうに思っております。内容につきましては、今お手元に別添3、この回議書の裏側にあります、こちらの議題（1）、（2）という形で当日は会議を行ったということで、今、総務課長からもありましたが、当日は、本日また別添1、2という形で、こちらが示されているんですが、こちらの内容について会議を行ったというような形でございます。

○5番【尾崎利一】 そうすると、1点目の5月の提案図書作成条件書と先ほど説明のあった別添1の、いろいろ協議をした結果、仕様書を作成したと。そうすると、提案図書作成条件書と仕様書の間に、つまり、文書上、どこがどう変わったということではなくて、プラントメーカーの提案が不必要なものまで

いろいろ盛り込まれていたもので、それは話し合いの中で減らしたけれども、この仕様書そのものには何らかの条件変更が、文書の上でそれがあらわれているということはないということでもいいのかどうかというのが1点。

それから、私たちが知りたいのは、見積もりが30億～40億になって、それを26億に抑えたという過程で、先ほど言われた、そこまでやらなくていいよという提案があったということなんですけども、ではどういう提案があって、その提案についても、住民の立場でやはりそれぐらいやってほしいよという提案だったのかもしれない。それはわからないわけですね。

けども、やはり額を落とすために、そこまでのスペックは要求していないよということで、どこをどういうふうに落とした結果、30億～40億が26億になったかというのは非常に大事なところだろうと。ですから、その過程は、やっぱり明らかにしていただく必要があると私は思いますが、その点、どういふところを下げたのか、スペックを下げたものがどういうものがあったのか。そこら辺、非常に大事だと思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

それから、別添1の資料の提出がおくれたのが、別添3の決裁日が11月18日だったからだということですがけれども、11月10日の会議に出された資料が別添1なんです。これは、別に18日の決裁がなければ議員に配付できない資料じゃないわけですよ。だって、10日の会議に出された資料で、使われている資料なんだから。なぜ、これが議員にもっと早く配られないのか。ちょっとそれは説明になっていないと思いますので、その点、もう一度伺います。

それから、別添3の3市市長と組合管理者会議ですけれども、先ほどの答弁では、説明をしたけれども、これについて特段審議がなかったというふうを受けとめましたが、そういう理解でもいいのかどうか。

私は、平成26年3月の段階では13億2,000万円という金額が見積もら

れ、それが27年12月では19億。内容上は何も変わらないけれども、19億に膨れ上がり、それで今回、実際に入札にいかうと思ったら26億になると。ですから、13億が26億、2倍になっているという事案なわけで、当然ながら、では、粗大ごみの施設はどうか、焼却施設についてはどうなるんだろうかという懸念を持って、これは重大に受けとめる内容だと思うんですね。

それが、審議が行われず報告をただ承認したというだけの会議では、やはりこれは、議会としてこのまま通していいのかどうかということにも当然なると私は思います。その点について、もう一度伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 スペックダウンではないか、スペックダウンの部分を説明すべきだというご質問だと思いますけれども、あくまでも、先ほども申し上げましたけれども、私どもの当初予算につきましては、過去の事例に基づきまして設定をさせていただいております。それに対して、こちらの機械配管電気工事については、基本的にとにかく、スペックダウンはございません。一部、私どもが過剰にスペックを要求した部分もございますけれども、基本的にはスペックダウンはしていないというふうに考えてございます。

ただし、土木建築工事については、具体的な話になりますけど、作業員さんの事務室を減らすとか、中央操作室を減らす、一番大きいのはプラットホームの有効幅、こちらの規定を外しまして、建築面積の縮小を図った。先ほどご説明させていただきましたけども、その縮小を図った上でも単価の増加が著しいために建築費の増加をお願いする状況になったということでございます。

○総務課長【藤野信一】 資料の配付がおくれた理由でございます。先ほど決裁が18日におりましたので、その後配付したと申し上げましたが、配付したのが21日、きのうですけど、ファクスで送信しております。

当初は、この資料要求が11月4日に出ておりまして、通常どおり11月15日の告示の日に資料要求書を皆さんにお渡ししてございます。今回につき

ましては、11月4日に出ましたが、告示後に要求があったとみなしまして、11月15日の告示の日の一部配付いたしました。残りにつきましては、慣例ですと前日までに配付することになっておりますので、その慣例に従いまして決裁後に、21日、きのうに配付したということでございます。

○計画課長【伊藤智】 11月10日の会議の審議がなかったのかというようなお話が今出てきたと思うんですが、こちらにつきましては、今いろいろ建築の関係で、小平市であれば仲町公民館、東大和市であれば給食センターというようなところで、金額の問題がいろいろ起きているというところで、こちらで本日配らせていただいています補正の予算、25億9,200万ですが、こちらで本当に大丈夫なのか、今後これで対応できるのかというような議論がなされたというふうに思っております。

○5番【尾崎利一】 スペックダウンは基本的にないけれども、今、幾つか具体的な内容変更についてご説明がりましたが、そういう説明は口頭でちょこちょこやることで済むような内容なんではないでしょうか、これ。今、説明を受けただけではちょっと判断できないこともあります。有効幅をやめて面積の縮小を図ったとかということは、にわかには是非について判断しがたいものがあります。

いずれにしても、最初の答弁で、そこまで要求していないよというようなことが盛り込まれていて、そこを精査して30億～40億ものが26億になっているということ。事の経過は、そうなんですよね、経過からいえば。だから、やっぱりそこがどのように額が削られたのか。額が削られるということは、その前提としていろんな条件が変わっているということです。その条件は、基本的に5月に示された提案図書作成条件書に基づいてプラントメーカーがつくってきたものから削り込んでいるわけですよね。

だから、そこは、やっぱりきちっと詳しく説明があつてしかるべきで、当初予算から今回の補正予算がどう変わったのかという説明だけでは極めて不十分

な説明ではないかと思えます。ですから、そこら辺についてきちっとした説明を求めたいというふうに思えます。

それから、別添1の資料の提出がおくれた理由について、先ほどは18日の決裁ということを理由にされましたが、その理由は撤回されて、通常、前日に配られるものだという説明がありました。やっぱり事の重大性に対する認識が極めて不足していると言わざるを得ないと思えます。

11月4日に組合に申し入れをしたのは、これだけ重大な内容なんだから、前日に配られるんじゃないですか、どんなに遅くとも議案配付と同時に配付され、議員の検討にそれが付されるということでなければ、1日だけの会期でも審査できる内容ではないですよという申し入れに基づいて行っていたもので、再度、その点についての見解を伺いたいと思えます。

それから、別添3の資料ですが、30分ぐらい説明をして、それぞれの各市でやっているものについても予算額よりかなり上回ってしまっているけど、この額で大丈夫なのかという議論があったというお話でしたが、そうすると、この日の議論は、その程度の議論で終わったということによろしいのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○参事（施設整備）【片山敬】 先ほどもお答えしましたが、スペックダウンではないか、30億～40億から削り込んでいって、税抜きで24億ができたんじゃないかというお話ですけれども、そうではなくて、私どもでは、当初予算額を基本に考えて、それに対して、この部分は業者さんも譲れないし、私どももスペックアップせざるを得ない、その部分を別添の資料のほうにお示しをさせていただいているところでございます。

具体的な、細かくなりますけど、受入供給設備であるとか、容リプラ処理系列、ペットボトル処理系列、集じん・脱臭設備、給排水設備、電気設備、計装設備、説明用設備、雑設備など、項目ごとに当初予算を見込んでおりましたの

で、それに対して、この部分はスペックアップだというふうにお示ししたのが資料2ということでございます。

ですから、経過については、30億～40億というのはあくまでも業者見積もりでございますから、言い方は悪いですけど、業者の言いなりの金額でございますので、ベースとして考えたのは当初予算でございます。

○総務課長【藤野信一】 11月4日に資料要求として出されましたが、早目に出されたということで、今回の事業の重大性というのは、十分認識しております。そういった重要性は認識しておりまして、条件書につきましては15日の告示の日に出したと、そういう経過でございます。

○計画課長【伊藤智】 11月10日の会議の関係なんですけど、先ほどの各市の状況というところで、その程度というお言葉があったんですが、当日は結構深い話をしたと思っております。

重ねて申し上げますが、きょう配付しています別添1、2の内容を説明して議論したというところがありますので、そちらのほうを申し添えたいと思います。

○5番【尾崎利一】 ちょっとなかなか納得できなくて、ずっとやっても仕方ないので、資料については、これで終わりにしますけども、片山参事から今説明があった……片山参事の考え方はわかりました。あくまで当初予算から補正予算を組むに当たってということだという話はわかりましたが、つまり、プラントメーカーが30億～40億でこういう施設にしたいというのを、実際には交渉しながら削り込んでいるわけですよ。それについての資料は、私は要求しているわけだけど、出せないんですか。出して構わないと思うし、細かいこういう設備でというのは企業の秘密にかかわるものがあるかもしれませんが、こういうレベルを保障するために提案されていた程度のことでもいいですし、先ほど口頭で説明があった延べ床面積の縮小をどのように図ったかと

ということについては、やっぱりちゃんとした資料がきちっと示されるべきだということふうに思うわけです。

そういうものは出せないんですか。私は、出していいし、出すべきだと。片山参事の、もしくは衛生組合側の考え方として当初予算から補正予算へという考え方なんだという考え方はわかりました。だけど、資料として、そういうものは出せるんじゃないでしょうか。経過からいえば、出すべきじゃないでしょうか。それだけ、最後伺います。

○参事（施設整備）【片山敬】 資料につきましては、メーカー提案につきましては業者の技術的なノウハウが含まれておりますので、お示しすることは差し控えさせていただきたい。そういう意味で、仕様の概要という形でお示しさせていただいているということでございます。

○議長【関田貢】 ほかに。

○7番【中野志乃夫】 ちょっと今回の単価が非常にはね上がったという経過を考えますと、その理由も書いてあるとおり、東京オリンピック2020年ということで書いてあります。そういった問題からして、そもそも、どうして今一番高騰して高い時期にやらずにちゃいけないのか。私が一番心配しているのは、3市のこれだけ反対もあって、いろいろ疑問もあるものを優先させちゃって、では、その後にもっとさらに大変な金額の焼却炉、粗大ごみもそうですけども、焼却炉ですよ。焼却炉のときに、一番はね上がる時期に具体的に計画をつくる形になってしまうんじゃないか。そうしたら、また桁違いの金額を要求されてしまう。

そのことを考えれば、冷静に判断して、やはりそれこそ先延ばしを含めて、何とか予算を抑えることを考えるべきが筋ではないかと思うんですけども、その辺はどう検討されたんでしょうか。

○参事（施設整備）【片山敬】 3市共同資源化事業については、4団体で進め

ているわけでございますけれども、組合の立場から申しますと、ごみ焼却施設の更新というものを見据えて進めているわけでございます。焼却施設を先に建設すると、事業変更を行った場合につきましては、3市の処理システム全体を今、再構築していこうと。リサイクル施設と不燃・粗大ごみ処理施設、焼却施設、これらのごみ処理施設を再構築しようという考え方で進めておりますので、スケジュールのおくれは不燃・粗大ごみ処理施設、それから焼却施設の更新にも影響してきますので、ぜひスケジュールどおり進めさせていただきたいというのが組合としての考え方でございます。

○7番【中野志乃夫】 これは、毎回議論していることなんですけども、そもそも3市共同でごみは減量していきたい、それは当然なんですけども、この3市の組合のやり方が極めて特異な例ですね。他の自治体でも、こういうやり方はしていない、言ってみれば、ここの組合独自の、つまり、本体の焼却炉を先にせずに、容リプラのこういった施設を先にやることによって減量を図るというのが、そもそも極めて異例な形になっていることは、私も当初はわかりませんでしたけど、視察に行って、各担当者から聞いて、極めて変なことをやっているというのは実感しました。

つまり、本来だったら焼却炉の本体から考えて、繰り返しですけど、容リの施設をつくったとしても、ごみ減量としては、実態のトン数に当たって考えればほとんど影響はないわけですよ。ならば、一般的なのというか、常識的といっているんでしょうか、本来の焼却炉の建てかえの考え方に基づいて、やはり計画を見直すのが本来の筋じゃないかと思うんですね。

今回、こういう金額の高騰があって、皆さんも、ちょっとこれ、やばいんじゃないかと思っていると思うんですよ。各自治体だって、それこそ100万だって本当に大事なお金どうするんだといつも論議しているのに、ちょっと桁の違うお金になっているから。これを考えるならば、やはり今やるべきは、もう

一度立ちどまって、本当にこれを優先すべきなのか。2020年の東京オリンピックの高騰を避けて、改めてそういったことで見直すのか。そういったことが今必要で、問われているんじゃないかと思うんですよ。

ですから、例えば、先ほどほかの委員から質問があったように、ごみの有料化にしたって足並みがそろっていない。その中で、強引にこういう形で進めてきている。いろいろやっていますけども、そもそものやり方がどうだったか。それこそ、このやり方を検証したほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、その辺はどうですか。

○参事（施設整備）【片山敬】 繰り返しになりますけれども、私どものごみ焼却施設は多摩地区最古の施設でございますし、全国的に見ても相当古い部類の焼却炉に当たります。ここで資源化施設の見直しを図りますと、連動して小平市のリサイクルセンターも含めて、私どもの3施設も延伸ということになります、それはぜひ避けたいというふうに考えております。

また、規模には影響はないだろうという話ですけれども、これは大きく影響してまいります。トン数的には千数百トンということになるかもしれませんが、カロリーが上がる、それから、容積が大きいですから受入供給設備の容量を大きくしなくちゃいけない、そういう面で非常に大きな影響があると考えております。

もともと中島町に焼却炉をつくるということ自体も、そんなたやすいことではないといえますか、なかなか難しい側面もございます。今後、ごみ焼却施設の更新を現在の用地で行っていくということを考えますと、今以上に地域住民の理解と協力が必要ですし、それから、ごみ処理を一時、どちらかの炉を壊して整備するわけですので、処理能力が足りないということになりますので、その分を他市にお願いしなくちゃいけない。お願いする上でも、その地域の住民のことも考えますと、しっかりとした計画、スケジュールの中で着実にごみ処

理施設の上流側から固めていくという方法が、特に特異な例ではなくて、私も考え方が適しているといいますか、最も適切だというふうに考えてございます。

○7番【中野志乃夫】 毎回、片山参事のその話を聞くんだけど、どうしても納得ができないんですよ。こういう例、ほかにあるのかと聞いたときにも、そもそも、こういうやり方でやっている例がないわけでしょう。つまり、本来、やっぱり焼却炉のトン数を見ながら具体的な計画をつくっていくのが本筋であって、いろんな事情があるといっても、抽象的に言っているだけなんです。具体的に小平さんのほうの要求もある。確かにそうでしょう。

んだけど、では、今、急遽ここを優先してつくらなくてはいけないことなのか、例えば一時的にでも民間委託したりとか、いろんな方法で対処できないのかとかも含めて、やはり考えるべきだと思います。

それと、あと実際、容量の云々、トン数的には1,100ぐらいとか、千数百トンだけの違い云々、実際の炉の影響とか言っていますけども、それ、本当に検証したんですかということ逆を伺いたいです。実際にこの施設をつくることによって、それだけ膨大な影響が焼却炉に影響するようになっているのか。現状は、そのことが実際検証されていないんですよ。

つまり、私が言いたいのは、やはり本当に焼却炉が耐用年数で困っているんなら、まず焼却炉を優先すべき発想で考えるべき。とりわけ、こうやって予算がぼんとはね上がって、下手するとさらに莫大な費用がかかるこの時期に見直さないで、どうしたらいいんですかというのが私の考えですけども、それは本当に各理事者間でもそういう合意はできているんですか。

○参事（施設整備）【片山敬】 この議論は毎回させていただいているんですけども、焼却炉の影響は軽微であるという議員のお考え方だと思うんですけど、私どもは物理的にも軽微だと思っていません。

それから、何よりも小平市は昭和35年、それから、東大和市、武蔵村山市は昭和40年、それからこの場所で一部事務組合を設立いたしまして、地域の住民の理解と協力をいただきながら運営してきているわけです。そのために焼却施設につきましても、もちろん万全な環境対策、それから周辺住民への配慮が大変重要になることは明らかでございますけども、何よりも焼却するごみの量を減らす。減らすことができるものを焼却してしまうということがないようにするのが、焼却炉を最小限にすることが地域住民に対する配慮だと、このように考えてございますので、ぜひ上流側から整備するという考え方については理解をお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長【関田貢】 質問ございませんか。

○7番【中野志乃夫】 ちょっと最後、1点だけ。では、その影響だということの具体的に資料として提示していただきたいと思います。この間、常に莫大な影響がある云々言っていますけども、私がどう考えても、ほかの焼却炉とか見学に行ったり、いろいろ参考資料を見たりとかしても、そうならないんですよ。本当に環境影響調査とか、一般的な臭気とか煤煙といいますか、そういったことを抜かして、本当にこのことをつくることによつての経費、つまり、実際そのために運搬費用、さらに、そのための経費、つまり、小平市は、自分のところからわざわざここへ持ってきてとか、いろんなこともありますから、そういったことも含めた検証をやっていないんですよ。

だから、一方的にどうしても必要だと言われても、やっぱり具体的なこういう理由だ、実際こうなると、これだけ焼却炉に影響があるという根拠を示してもらわないと、それは、私もそうですけど、市民も納得できないと思いますので、改めてそのことは検討していただきたいし、同じようにこういうやり方をやっているという、ほかの事例を示してください。

○参事（施設整備）【片山敬】 焼却施設への影響がどの程度かというのは、検

証はなかなか難しいと思いますけれども、千数百トンのプラスチックが入ってくる、このことが全体にどう影響してくるのかというのはなかなか予測しづらい。予測しづらいというのは、普通の可燃ごみについてもどの程度のごみ質になってくるのかというのが年々変動しています、月ごとにも変動しておりますので、もしかしますと議員おっしゃるとおり、その範囲におさまるかもしれません。

ただ、今申し上げたとおり、周辺住民に対する考え方でございますけれども、誠意を持って臨んでいきたい。そのためには中島町のA-1号線ですか、松の木通り、こちらを通る車の台数も減らしたいし、それから、焼却するごみの量も減らしたいということの考えはご理解いただきたいと思います。

それから、他の施設にあるのかという建てかえの順番ですね。なかなかないと思います。ないと思うのは、3施設を一体で取りかえていこう、ごみ処理施設を全部取りかえていこうというところはなかなかないと思います。例えば焼却施設があって、ごみ量が増えてきたので、リサイクル品目を増やす。そのためのリサイクル施設をつくろう。それから、私どももそうですけれども、焼却するには支障がある粗大ごみ、不燃ごみについて前処理が必要であるので、粗大ごみをつくっていこう、そういう考え方が多いと思いますけれども、何度も申し上げますけれども、この3市共同資源化事業は、3市地域における資源も含めたごみ処理施設を再構築していこうという考え方で進めてございますので、ぜひその点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございますか。

○8番【中間建二】 今、補正予算の審議ですけれども、淡々と質疑が進められているわけですが、今回の補正予算の提案は全く異常な提案ですよ。こういうことは、各市の事務執行の中で一般的にありますか。当初予算がこんなに、いつとき2倍のような数字も出て、結果として1.5倍近くの補正を、当初予算

から半年ちょっとの中で提案をする。こういう今の補正予算の組み方、事業の事務執行のあり方というのは、全く異常な状態だというふうに私は認識をしているんですけども、提案理由の説明の中でも、そのことにも触れられない。誰にどう責任があるのかもよくわからない。ただ、金額は、民間と調整したからはね上がったので認めてもらいたい。こういうことがあったときに、各市の議会で認められますか。

これ、組合の事業だから、三つの施設が一体だからという理由で、はい、そうですね、わかりましたというような、今回の補正予算の提案の内容では全くないというふうに私は受けとめているんですけども、そういうことを先ほど来質疑がありましたけれども、本来は組合と3市の市長、管理者、副管理者、4団体がきちっと話し合っ、今のまさにこの異常な事態に対してどう対処すべきなのかということをきちっと調整した上で提案すべきなんじゃないでしょうか。どうも、それがきちっと行われているようには、この間の経緯を見ても、きょうの提案理由の説明を聞いても、そうではないというふうに私は受けとめているんですけども、いかがでしょうか。

○事務局長【村上哲弥】 今回の補正、金額がかなり大きいわけでございまして、当初予算との乖離が非常に大きいものになったことにつきましては、私ども、非常に反省をしております。

また、この補正予算に至る過程でございますけれども、7月4日にプラントメーカーのほうから提案図書が出まして、そこで大きな金額の乖離があったところから、私どものほうといたしましては組織市の部課長にまず説明をし、こちらとしては仕様について精査をし、縮減について努力し、そしてまた金額的なところばかりではなく、合理的な施設とするためにさまざまな検討を加えてきたところでございます。

その間、進行につきましては、各市の部課長を通じ、あるいは副市長を通じ

て各市の市長、あるいは組合でいえば副管理者、管理者に説明が行っていると考えております。

ですから、先ほど来ご質問をいただきました3市市長・組合管理者会議で議論が尽くされていないということもございますけれども、その会議につきましては決定する会議であるということもございまして、一からの議論ではないということもございます。

確かに今回の金額についての乖離は大変大きいものでございますが、やはりこの施設の重要性、また、これから整備します、この施設を含めます三つの施設の市民生活における重要性を理解していただくことを願いまして、私の説明とさせていただきます。

○8番【中間建二】 今の説明でも理解できません。本来、皆さん事務方の仕事は、議会が承認をした予算の範囲の中でどういうことができるのかということ而努力すべきであって、多少乖離が出るということは、世の中、全くないとは私も言いませんけれども、しかし、当初予算からわずかな期間の中で、これだけの乖離があるものを提案するということは、事務方はそれでお願いしたいというかもわかりませんが、管理者、副管理者の間で、今回の補正予算についてはさすがに異常な事務執行の状況だということを管理者、副管理者が判断すべきじゃないんですか。

組合として事業を進めたいという大義名分があるにせよ、今、こういう異常な事務執行が行われることについては、やはり責任ある立場の方がむしろ待ったをかけるべきじゃないでしょうか。

先ほどごみの有料化のこともいろいろ質疑がありましたけれども、いずれにしたって、ごみの有料化で市民に負担をかけるのは簡単じゃないという意見がありましたけれども、では1.5倍になる費用、行政の負担は簡単なんですか。当然のことながら、これが市民負担にもなるわけで、また、国の交付金がある

んだから国の予算でやるからって、こういう理屈は、今、一般の市民には通らないんですよ。

今、異常な状態なわけですから、とにかく決められたとおりにやるんだということではなくて、一旦立ちどまって考えるということが求められているんじゃないかというふうに思いますけれども、管理者、副管理者は、そういう判断はされないんでしょうか。

○管理者【小林正則】 おっしゃっておられることは、よく理解いたします。当然、納税者の皆さんにご負担をいただくわけではありますが、同時に納税者が、この施設をつくることによって20年ぐらいですか、30年、長い間、構成市の市民の皆さんが、その利便性に供するわけありますから、確かに負担が重くなることは事実ではありますが、必要性については、まだ一部反対はありますが、大多数の皆さんは、この施設についてはご理解をいただけると私は思っております。

ですから、我々も金額を見たときに高いということは思いましたが、部課長を通して詳しく説明をし、また、私たちも部課長を通していろいろ経過の話を聞いて、我々は、一歩たりともこの事業をおくらせるわけにはいかないということで合意をして、当然、市民の皆さんにはご負担をいただきますが、皆さんに理解をして、納得していただける施設をしっかりとつくっていくことが我々の責任だというふうに思っております。

○8番【中間建二】 予算の範囲の中で、そういう考え方で進めるということならまだしも、今そうではない。もともと13億円で、こういう施設をやるということをして26年にはっきり示しているわけですよ。これは、地域も、東大和市民も、3市の市民も当然、そういう説明を受けているわけです。それが当初予算で18億円になり、19億円になり、今回26億円で、26年の案の段階からすれば倍の金額なわけですよ。それを皆さん、当たり前のように、

必要な施設ですからご了解くださいとって納得する市民はいないと思いますよ。

施設の必要性云々ということよりも、当然、そこには財源があり、予算が伴うわけですから、では、これが今、26億ですけど、当初、議員説明会で示されたように30億でも、40億でもやったのかといたら、そんなことは当然、幾らなんだって、小林管理者だって、副管理者だって40億円でもやるのかといたら、さすがにやらなかったと私は思いますけれども、でも、26億ならいいのかというと、今、そういう状況じゃないということは明らかだと私は思うんです。

何度聞いても、このことはすれ違いになりますので、ここでやめますけども、いずれにしても、これまでの手続の問題から、今回の補正予算の提案の内容、検討状況等も含めて、とにかく一回立ちどまろうということを議会が判断しなければ、理事者側が決めた内容でそのとおり、金額が1.5倍だろうが、2倍だろうが進めますということでは議会の責任は果たせないと私は思いますので、慎重な判断をすべきではないかと思っております。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○9番【内野直樹】 細かい質問に関しては、これまでの議員の方がおっしゃっていたので、特には申さないんですけど、一言意見だけ。

先ほどの15号議案のときは、管理者は賛同していただけたと思った段階で議案を出しているんだというようなことをおっしゃってございましたけれども、今回このような大幅な補正をするということで事前に説明があって、それを受けて東大和市さんが4日の段階で、異例な事態だということで緊急に資料要求をしたと。そのことを受けても、通常やり方で前日に資料配付をするということでは、本当の意味で賛同していただけるつもりで今回の補正に臨んでいるのかどうかというところが疑問です。

今回のやりとりの中でも、まだまだ資料要求してほしい問題もあるけれども、明らかにならない中で、とりあえず必要な施設だから通してほしいということでは、仮にこれが終わった後、市民から疑問を出されたときに私たち、説明できないんですよ。そういうものに関して賛成してくれと言われても、賛成できないということを一言申しておきます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○2番【竹井ようこ】 当初との乖離のところでございますけれども、土木建築工事と機械配管電気工事で調整表というところが分かれておりまして、それぞれが37%、39%増というところかなというふうに考えています。

参考のためにお伺いしたいんですけれども、まず土木建築工事においては、世の中一般の土木建築工事の実勢価格というのが、今どれぐらい上がってきているのかというところをお伺いしたいというふうに思います。

それから、機械配管電気工事のところにおいては、この間のご説明では、仕様水準が高度であったということに加えて、協議会での要望事項等の実現のために仕様を追加したというようなご説明がありました。この環境関連と書かれているところ、それから、メンテナンス性能・安全対策関連、両方でどこに最もこの乖離というか、大きく上がってきたのかということと、あとは要望にお応えするためにどういったことをされてきたのかということについてお伺いできればと思います。

○参事（施設整備）【片山敬】 1点目の建築単価の動向なんですけれども、ちょっと私どもの施設は特殊なプラント建設工事でございます、メーカーヒアリングの結果、設定したのが34万円という数字でございます。現状では、そのぐらいの程度かなと。プラント建設の場合でございますけれども、その程度と認識しているものでございます。

それから、地域住民の皆さんの要望によって追加した部分は何かということ

でございますが、提案図書作成条件書の時点でもう既に取り込んでおまして、具体的には遮蔽壁であるとか、電光表示装置をつけるような意見が出てございます。

ここにお示ししてあるのは、特にスペックアップ、さらに住民の皆さんの要望に応えられるであろうという2点について記入してございまして、具体的に受入供給設備のごみ投入扉を両開きハンガー式、もしくはオーバースライダー方式という、より気密性の高いものを採用するようにしたこと。それから、集じん・脱臭装置、これがメーカーさんとのヒアリングの中で協議事項になったわけでございますけれども、他に類のない施設でございますので、環境能力でございますので、ぎりぎりのところの環境性能能力、除去能力を求めまして、メーカーとのヒアリングを行ったところでございます。

補正予算上出てくるのは、この2点が住民の皆様へ配慮した部分というふうを考えてございます。

○2番【竹井ようこ】 そうしますと、世の中の実勢価格というものは、今回はわからないというか、ここには当てはまらないということなんでしょうか。

今あった34万円というのは単価の話かなというふうに思うんですけれども、これが多分、乖離が著しかったということで、もともとの単価はどのような形になっていたのか。そこが受注意欲の弱さによるというところで、わからなかったということだと思えるんですけれども、もともとのところをお願いします。

それから、協議会での要望事項等の実現のために、ここでいくと①、②あたりに特にお金をかけていったということですが、それぞれどれぐらいかかっているのかということをお願いいたします。

○参事（施設整備）【片山敬】 34万円の前、当初予算の段階では17万2,800円ほどを見込んでおりました。それが1点目でございます。

それから、受入供給設備と集じん・脱臭装置のそれぞれの金額でございます

けど、当初見積もりよりも受入供給設備については3,900万円ほど、集じん・脱臭装置については4,600万円ほど余計にお金がかかるというふうに見込んでいるものでございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○3番【平野ひろみ】 この増額補正の土木建築の関連のところでのご説明では、今も少し出ましたけれども、プラントメーカーからの提出があった土木建築工事の見積額が、人材の確保と資材の値上がりというところから、当初見込んだ金額と大きな乖離を生んでいるというご説明でした。

今、単価の話が出ましたけれども、つまり、労務単価が上がっているというところで、資材のこともありますけれども、労務単価が上がっているというところの部分もかなり大きいんだと思うんですけども、ちょっとその確認を1点させてください。

それから、環境対策関連のところでは、これまで整備地域連絡協議会の中では、この間、環境に関することの不安の声ですとか、さまざまなお声を出されているところの中で、今回、環境性能としてはとても高いレベルの施設をつくるということに至ったんだと思います。そこの部分に関しては、プラントメーカーからの見積もりのときには、そこは下げないというところで、VOC除去の設備のことですとか、先ほど言ったプラットホームのことですとかというところでは、環境対策のところでのこれまでの住民の意見をもとにして、きちんと事務方のほうで、その提案を出してきているということで私は認識しているんですけども、そういう意味でも、今回の提案については、ほかのところでのこういった資源化施設との違いというところでどのようなことが、今の計画の中で挙げられるのかということで、一つお伺いをしたいと思います。

目の前に施設ができているわけではないので、わかりにくいかなと思っていて、環境性能の高い施設ということでは、どのようなレベルのものが、ここで

できるのかということをご説明いただければと思います。

○参事（施設整備）【片山敬】 労務単価についてでございますけれども、高どまりという状況は聞いてございます。これは、建築の専門、小平市さんのほうの建築の担当課とも調整させていただきましたけれども、高どまりの状況が続いているという状況と認識しております。

何よりも受注意欲が弱いというんですか、マンションですと自分のペースで建てられますけれども、プラントの場合、どうしてもプラントが中心になりますので、途中でとめて重機を入れて、またとめてという、建築業者さんとしては、言い方はどうかわかりませんが、うまみのない仕事になっている。そんな関係で受注意欲が弱い、そのためのリスクを見込んだということが大きいのかなというふうに思っております。

それから、環境性能につきましては、同じ施設が先ほどの説明の中にございましたけれども、プラスチックを専門にやっている施設というのは、私ども承知しているのは北河内4市リサイクル施設組合、寝屋川市にある施設ですけれども、そこと八王子市プラスチック資源化センター、この2カ所でございます。

北河内4市リサイクル施設組合については、大気汚染防止法で定義されるVOCについて21万5,200 μ g、トルエン換算ですけれども、その濃度で管理を一応されているというふうに聞いております。一方、八王子市のプラスチック資源化センターについては、特に規制値は設けておらず、測定は行っているという状況を聞いております。

○3番【平野ひろみ】 労務単価のところなんですけれども、これは、現場できちんと働く人に行くお金ということできちんと保障していくべきだというふうに考えるところでは、小村大、発注するということに関して、そのところは今後も行政のほうできちんとチェックしていただきたいなというふうに思います。

高どまりというところでは、もうこれ以上の増額ということでは、この期に及んでないということで理解をしたいと思うんですけども、確かにこの補正に掲げられている金額に関しては、私もすごくびっくりしています。大変大きな金額が上乘せされてというところでは、本当に市民の方たちに理解が得られるのかというところでは、とても大きな金額なので、そこはきちんと説明が必要だろうなというふうに思います。

ただ、先ほど来から出ていますけれども、焼却施設の建てかえ、粗大ごみ処理施設と資源化施設、三つの施設を同時に考えていかなければならないというところで、この間もさまざまな話し合いがあって、燃やしてしまうごみを減らすというところでの合意はとれているというところで、やり方の事例があるんですかというところでは、それはないかもしれないですけども、今の3市の状況でごみを減らして、そして焼却施設もなるべく小さい施設ということで建てかえをしていくということは、それは私たちもそこに賛同していますし、焼却施設の建てかえを先延ばしにすることは、これ以上はできないという判断をしていますので、これはいたし方ないことだなというふうに思っています。

ですので、金額の乖離については、やはりきちんと連絡協議会の方たちに向けて、できるだけ細かく、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。その時期について一つ確認をさせてください。

これは補正予算ですけども、この後進んでいくということを仮定して、この補正の金額、主要の内容についてのことを住民の方たちに説明する場があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○計画課長【伊藤智】 桜が丘の地域連絡協議会なんですけど、毎月1回開催しているような状況です。ですので、きょうを受けて、また今後、説明を詳しくしていきたいというふうには考えております。

ただ、入札を終えて、契約を終えるまでは、契約案件というところでは出せる

ところ、出せないところはあると思うんですが、できる限りご理解いただけるように、また詳しい説明ができるようにしていきたいと考えております。

○4番【幸田昌之】 1点だけ意見を申し述べさせていただきたいと思います。

前回の説明会のときに30億～40億ぐらいということで、それが決まりではないですよ、ここから協議をして進めていただけるんですよと確認をしたところ、そうですということで、今回の25億が出てきたのかなというふうには感じております。そういった努力はしていただいているんだと思うんですが、ただ、これについては予算審議の際にも確認させていただきましたけど、この3市共同資源化施設の計画、その後続く、先ほど来質疑の中でありましたけど、粗大ごみ処理施設であったり、焼却施設というものにも、この計画がここでとまるようだと確実に影響が出るんだというようなことは我々としても認識しているところでございます。

そういった意味では、やっぱりこの事業は進めていただくしかないのかなというふうには感じております。

ただ、やはり中島町の地域の方も、建てかえについてはできるだけコンパクトに、焼却量を減らしてやってほしいというふうに言って、それならいいですよといってくれているわけですから、そういった地域の方の思いというのはしっかり受けとめなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、今回、乖離が出たということに対しては、やっぱり管理者をはじめ組合に任せるのではなくて、ここにいらっしゃる理事者全員がしっかり重く受けとめていただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしく願います。

○議長【関田貢】 要望でいいですか。

○4番【幸田昌之】 はい。

○議長【関田貢】 ほかに質疑。

○5番【尾崎利一】 別添3の資料にかかわってですけれども、豊洲で入札が不調に終わって、そのほんの数カ月後に6割高い金額で落札されて、99.8%の落札率で今、大問題になっているわけですが、今度の3市共同資源物処理施設については、平成26年の基本構想からすれば2倍、それから当初予算から見ても38%、やはり大幅な乖離なんですね。

ですから、私は、この問題は意思決定がどのように行われたのか。それから、そのための材料がどういうものがあつたのかということ、これを厳正に議会の場で審査をして通すか、通さないかを決めなくちゃいけないというふうに考えているわけです。

この点で、先ほどの組合側の答弁が食い違っているんですよ。この日、別添3の3市市長と組合管理者会議でどういう審査されたのかということについて、深い審査が行われたという答弁と、この場合は意思決定の場なので、それ以前にいろいろ議論していたんだという答弁、これ、全く食い違うわけです。実際に10時から11時ですから、どれだけ深い審査がされたのか。私は、最初の答弁を聞いて極めて疑問を持っていたわけですが、その点が1点、どっちが本当なのか、ご答弁いただきたい。

それから、もう一つは、この場合は決定の場で、それに至るさまざまな経緯があつたんだということでしたけれども、資料要求で提出を求めているのは、見積設計図書が7月に出そろった後に、今後について3市長と理事者に伺いを立てた文書と、それにかかわって3市長と理事者がどういう決裁をしたのかという文書を求めているんです。決定するための会合ではなくて、その経過がつぶさにわかる文書を求めているわけで、なぜ、それがここへ出されていないのか。これが2点目。

それから、3点目は、議長の取り計らいで、きょうに至るまでの間に3市の議員にそれぞれ事前にご説明もいただきました。その際に市の部課長は、別添

2の資料ぐらいしか市としてもよくわからないんだということを言っているわけですよ。そうすると、余計わからなくなる。11月10日は決定するだけの場なんだというけれども、それ以前の過程で市の部課長は、別添2の資料ぐらいのこと以上に市も材料を持っていないというふうに言っている。

そうすると、意思決定が本当にどう行われたのかというのが全くわからないわけですよ。これ、どのように意思決定が行われたのか、改めて伺います。3点です。

○事務局長【村上哲弥】 1点目でございますが、組合側の答弁に開きがあるという点でございますが、私が申し上げましたのは、会議の性格上、決定する会議であるということでございます。それに長さといえますか、至る過程では深い議論がされたと考えております。

また、7月4日からのさまざまな決定の過程でございますが、先ほども少し申し述べましたけれども、7月4日に金額、また図書が提出された以降、組合といたしましては、まず金額であるとか、それから、徐々に明らかになっていく仕様につきましては総合調整部会、これは部課長での会議でございますが、その中、あるいは個々にご説明をさせていただきました。

そして、9月の半ばに3市長が集まりまして、これは非公式な会議でございますが、意見調整を行ったということでございます。その後、推進本部会議を開きまして、推進本部として決定し、その後、3市市長・組合管理者会議において、そのことが報告され、了承を得たと、そのような内容でございます。

○5番【尾崎利一】 そうすると、推進本部会議……とにかく、市民から見て決定過程が、議会で要求したって決定過程が示されないというのは、これ、大問題ですよ。

それで、9月の半ばの非公式の市長間で意見調整を行ったと。この中身は明らかにならない。少なくとも現状ではなっていないですね。これは明らかにし

ていただけるのでしょうか。

それから、それが反映されているでしょうから、推進本部会議の決定が、なぜ資料要求に基づいてこの場に出てこないのか。これで議会に適否を判断しろというのは、ちょっと横暴なやり方じゃないでしょうか。これ、なぜ資料として出てきていないんですか。

○事務局長【村上哲弥】 9月半ばの3市市長の調整でございますけれども、まだいろいろな、例えば金額の問題であるとか、あるいは仕様の問題について、まだ途中のものでございましたので、正式なものとなっていませんので、これについては正式な会議としての記録はとっておりません。

また、なぜ推進本部会議の資料がないかという点につきましては、最終的な決定について資料要求があったと認識しまして、そのような資料の提供とさせていただきます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。質疑を終了することにご異議ございませんか。

○11番【須藤博】 確認いたします。最終的に焼却炉が建てかえられるということで今進んでいるわけですがけれども、現行の3号炉、4号炉、5号炉、建設から何年たっているのか、伺います。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 組合の焼却施設、3号炉と4号炉、5号炉、何年たっているかというご質問かと思っておりますけれども、まず3号炉ですが、3号炉は建設が昭和50年です。その後、平成元年、2年に基幹改良工事を行って、最終的には平成13年から18年にかけて延命化対策工事を行っております。その間で現在に至っております、建設からは41年ほど経過してございます。

それから、4・5号ごみ焼却施設につきましてですがけれども、こちらは昭和61年に建設しております。その後、先ほどの3号と同じですが、平成13年

から18年にかけて延命化対策工事を行っております。建設からは30年を経過している状況でございます。

○11番【須藤博】 今回の補正に関しましては、今まで組合として非常に強い意思を持って着々と進めてきたという経緯があつて、なかなか厳しい判断が議会側でも求められるということであつてつらいものがあります。

そういう中で、今年度の当初予算はぎりぎりつらい中で、私は賛成に回ったわけでありましてけれども、さらにそれが大幅な増額の見込みが示された。それに対して努力して、プラス40%のところまで大分縮減をしたという努力についてはある程度の評価はできるかなと思っております。

武蔵村山から派遣されている議員ですから、自分の市の懐に即影響してくるわけですが、これによって1億2,400万円の増額になるということで、これが廃プラ施設だけだと1億強ということで、何とか財政で吸収できる話ではないのかなとは思いますが、その後、不燃物施設と焼却炉がやはりオリンピックの前で、ちょうど今、建設バブルですよね。ことし、来年あたりが多分ピークなんじゃないかと思うんです。東北の震災関連の需要もまだ一段落していない。で、オリンピックの箱物、マンション建設、ホテル建設、そういったものが今、非常に盛んである時期で、一番悪い時期に当たっちゃったなど。

廃プラ施設だけにとどまらず、来年度着工が予定されているのが不燃物ですよ。完成が31年度。焼却炉については、オリンピックの行われる32年度の着工で、完成が36年ということなので、ちょうど見積もりをとったり、入札にかけるのが、非常に高騰している時期にどんぴしゃ当たるんじゃないかなということが懸念されるので、廃プラ施設に限らず、この後が心配ですね。不燃物施設のほうが約3割方、施設は大きいわけなので、より価格はそれだけかかるだろうと。焼却炉については、言わずもがなということですよ。

今、建設年度、それから延命化年度を伺いましたけれども、平成13年度、

延命化によってまだ使える状況は続いていると。

もう一つ伺いますけれども、焼却炉を建てかえるという場合に、3号炉、4号炉、5号炉、どういう順序で計画を立てておりますでしょうか。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 焼却施設の建てかえの順序ということでは、ろしいかと思えますけれども、組合から提案をしております施設整備のあり方に関しましては、4・5号ごみ焼却施設と既存の粗大ごみ処理施設を解体しまして、この場所で建てかえるという計画になってございます。

ただ、具体的に今年度から施設整備の基本計画に入っているところでございますけれども、実際に工事を行う場合には、組合の内部で処理できない可燃ごみが出てきます。この可燃ごみを近隣にお願いしなければいけないんですけれども、組合の中でできることはないものかということを考えておりまして、現状では3号炉を解体するか、4・5号炉を解体するか、その辺、技術的なことも踏まえまして検討を進めているところで、計画中でございます。

○11番【須藤博】 今、大変いい話を伺ったかなと思っているんですけど、実は私が考えているのは、3号炉はもう41年たっているでしょう。4・5号炉は30年なんですよ。11年の開きがあるわけで、やはり一番危ないのは3号炉だろうと、早くやらなきゃいけないのはね。しかし、今現在考えているのは4・5号炉が先行するような予定なわけですよ。しかし、3号炉を先行する可能性もあるということであれば、延命化は全部やっているわけですから、焼却炉の若干の先送りもあり得るんじゃないか。

何となれば、まだ30年しかたっていないものを先にやろうとしていた。41年たっているものは後でもいいという計画をしていたということは、これはまだ延命できる可能性はあるということですよ。それを証明している建てかえ方じゃないんじゃないか。

そうすれば、不燃物施設についてもやはり同じように横にスライドができる

可能性はあるんじゃないのか。もちろん技術的な検討は十分しなきゃいけません。今、できるなんていうことは答えることはできないと思いますけれども、しかしながら、一番のピークであるここ1、2年、あるいは3年ぐらい、この数年を先送りするだけで大幅な費用の縮減というものの可能性は大いにあります。私は思っております。必ず下がると誰も保証できない話ですけれども、何もピークのときに、これ、企業経営者だったら絶対にやりませんよ。

使えるものはなるべく使う、そして費用を軽減するというのは、やはりこの企業体の経営者である管理者は……いかに着々と進めつつ費用を縮減するかというのは、管理者、あるいは副管理者も含めて理事者の重大な責務だと思うんです。そういう意味では、今の建てかえ方の説明を聞いて、もう数年延命化を検討することは十分可能じゃないかと思うんです。これは、今、事務的にはお答えできないでしょうから、管理者にぜひ答えていただきたい。政治的な判断として答えていただきたい。

○管理者【小林正則】 この間、スケジュール等はお示しをしておりますので、基本的には変えずに粛々と。地元説明ももう既に中島町には言っておりますので、方向としては、そういう方向で進めていくということは基本としておりますが、今回のように大幅な増額補正等々で議員の皆さんも随分驚かれておられるということを今回議論を通して承知しておりますので、今回の場合は3市の共同処理施設でございますが、不燃・粗大、あるいは焼却施設についてはまだ不確定要素がございます。

ですから、経費を減らしていくというのは、当然、税でありますから、私としてはできる限りとり得る施策をとりながら、減額に努めてまいりたいと思っておりますので、いろいろ考えられるところは考えながら、内部的にもさまざまな検討をして経費の縮減、あるいは延命化は多分できないと思いますが、3号炉と4・5号炉どちらを閉鎖するかによって、他市にお願いするごみの量が随

分変わってきますので、今は処理をお願いする費用も非常に高どまりになってまいりますので、大量の量であれば相当の負担、これもまた市民の負担になりますけれども、そういったことを総合的に勘案しながら内部的な検討を進めていきたいというように思っております。

○11番【須藤博】 もともと住民も十分合意がいただけていない、そういう中で、3市が共同して進めているものにストップをかけることによって、組合の運営自体がぎくしゃくしてくるということも一方でおそれなければいけない。しかし、市民に負担を求めるということは、やはり議決をする者としては大変つらいものがあります。そういう意味では、今のご答弁ではよくわからないです。

今、3号炉のほうは10年古い、そして、各市に焼却のお願いもこれからしなきゃいけないわけですが、まだ本交渉には入っていない状況ですね。中島町の皆さんは常に意識しなきゃいけませんけれども、このスケジュールで建てかえますという説明はしていると思います。しかしながら、こういった費用の高騰といった突発事故、台風のようなものが来ている状況では、延命も含めて検討して、お願いするべきは頭を下げなきゃいけないだろうということで、さらなる延命も検討を真剣にしてもらいたいと思うんです。それをしてくれなければ、今後の議事は全然進みませんよ。来年度予算も、あと数カ月できますけど、真剣に費用低減に取り組まないようでは議会が全く賛成しないと思います。

延命については、検討の余地はないということですか。もう一回伺います。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 先ほど経過年数をお知らせしたところですが、4・5号炉につきましても、現在で30年経過しております。通常の焼却施設ですと、30年経過ということは非常に古い施設になってございます。先ほど延命化対策をとったということがありますが、平成18年が最終

だったんですけれども、そこから15年使用するという事で延命化策をとっております。15年といいますと33年ということになりますので、ちょうどこの建てかえの時期と合わせるということですので、4・5号炉について考えましても、今回、建てかえ期間中には向こう4年から5年程度先延ばしをしなければならぬという状況になっています。

これに関しましては、また手を加えながら何とかそこまでもたせるようにしたいと考えておりますけれども、この時点で限界かなというふうに考えております。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○10番【遠藤政雄】 この補正予算に関してでございますけれども、いろいろ皆様のお話をお伺いさせていただきました。また、管理者の小林市長のほうからの適切な事情も承知いたしました。

ただ、皆さんと同じ重ね重ねの言葉で恐縮ですけれども、平成26年の13億から始まって、13億、18億、30億～40億、26億、こういった数字が躍り出ています。お話を聞くと、ちゃんといろいろ諸事情があって、こういう数字になっているというのも、事情はおおむね、話の内容としては理解を示します。ただ、心情的には納得いかない部分もあるんですけれども。果たしてこういう金額だけ、各委員の方もおっしゃっていましたが、説明ができない、納得してもらえないと思います。

片山参事のほうから30億～40億の後に26億円弱になったとき、この30億～40億というのは業者の言いなりの金額だということをおっしゃっていましたが、業者の言いなりの金額を、私は聞いていて、業者の方と何も話し合いをしない数字をこういった場に出してくるものなのかなと思って、そういうものなのかもしれないですけども、びっくりしたんですけども、豊洲の問題も今ありますけれども、先ほど須藤議員もおっしゃっていましたが、こ

ういうピーク時にこういうことをやって、市民の方からどこまで理解を得られるのかなと思います。

ただ、こういう施設は重要な施設で、中島町の方、もしくは近隣の立川の方、東大和の方にも少しでもいい環境を整えるというのも大事なんですけども、ぜひ根拠のある説明を今後していただければと思います。納得するしないじゃなくて、根拠のある具体的なものをぜひ組合の皆様にはしていただければ、皆さん、ここで終わって、また来年3月には各3市の議会でいろいろありますけども、各市の議場で説明しやすい資料をぜひお願いできればと思いますので、以上、意見ということで話は終わらせていただきます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

〔11番須藤博議員退場〕

○議長【関田貢】 これより採決いたします。

日程第6、議案第16号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【関田貢】 ただいまの結果、可否同数になっておりますので、したがって、地方自治法第116条第1項の規定に基づき、議長がこの議案に対して

採決いたします。

この議案については、議長は可決と採決いたします。

〔 1 1 番須藤博議員入場〕

日程第 7 陳情第 1 号 ごみ減量施策の早急な推進と焼却施設建て替えのための市民参加の検討委員会設置についての陳情

○議長【関田貢】 日程第 7、陳情第 1 号「ごみ減量施策の早急な推進と焼却施設建て替えのための市民参加の検討委員会設置についての陳情」を議題といたします。

本案は、1 1 月 8 日に当組合議会に提出され、受理されたものでございます。

陳情内容につきましては、お手元の陳情第 1 号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。

○総務課長【藤野信一】 要旨でございますが、その前に提出者についてでございます。外 5 5 0 名となっておりますが、昨日 2 1 日付で 1 1 名の署名簿の提出がございました。

それでは、要旨を朗読いたします。

- 1 ごみ焼却施設の建て替えを前に、構成 3 市があらゆるごみ減量施策を早急に推進するよう、小平・村山・大和衛生組合として働きかけること。
- 2 ごみ焼却施設の建て替えにあたっては、小平・村山・大和衛生組合は市民参加の施設検討委員会を設置して市民に十分な情報を提供し、市民と行政が対等な立場で協議を尽くすよう努めること。

<陳情理由等>

小平、武蔵村山、東大和の 3 市市長と小平・村山・大和衛生組合（以下、小

村大と略)管理者は2015年11月、焼却施設の建て替え等に関して合意し、施設規模の上限を日量243トンとして規模縮小に努め、2020年度着工、2024年度竣工を目標としています。

こうした具体的な目標、期限が示された今こそ、ごみ減量の取り組みを急いで推進する必要があります。それにはまず、市民がごみ処理の状況をはっきり認識するよう広報を強化すること、ごみ減量の目標を具体的に決め、その実現に向け、あらゆるごみ減量施策を動員して市民の協力を呼びかけることが求められます。

焼却施設の建て替えは、現在の小村大の敷地を利用して行われるため、4年間の工事期間中は現存の焼却炉1炉だけで稼働することになります。したがって、可燃ごみ全量を焼却することはできず、他の自治体に焼却をお願いしなくてはなりません。委託を受ける自治体の住民感情を考えると、3市の市民がごみ減量にどれだけ真剣に取り組んでいるかが問われることでしょう。この際、3市としてはごみ・資源分別の徹底、「生ごみの3切り」(水切り、食べ切り、使い切り)の展開、生ごみ資源化の拡充、家庭ごみ有料化(東大和市は実施済み)など、あらゆる減量施策の検討、推進が必要です。こうした取り組みの推進によって、更新される焼却施設の規模を縮小し、建設費や維持管理費の節減や、他市に支払う委託費の増加を抑えることができます。

これらのごみ減量施策は市民の協力、支持なしには到底実現できません。行政には、市民がなぜこうした減量施策を手間暇かけてする必要があるのか、丁寧に説明し、納得を得る努力が求められます。その上で、小村大には市民参加の施設検討委員会を設置して、十分な情報提供を行い、対等な立場で協議を尽くし、協議内容を市民目線で広報し、市民の関心を引き起こすことでごみ減量への市民の参加、協力を促すことが重要です。

○議長【関田貢】 朗読が終わりました。質疑に入ります。

○12番【比留間朝幸】 この件につきまして、組合としてはどういう考えを持っているか、お聞きしたいと思います。

○事務局長【村上哲弥】 ごみ減量に関しましては、組織市が固有の事務といたしまして長年にわたり懸命に取り組んできていると認識しております。しかしながら、焼却施設の規模の決定でありますとか、あるいは焼却施設の建てかえ期間中には一部可燃ごみの処理を他団体をお願いしなければならないといった事情もありまして、さらなるごみの減量を進めていただけるよう、組織市には働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、市民参加の検討委員会についてですが、組合におきましては、平成10年に中島町及び立川市幸町団地、幸町6丁目の自治会による小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会を設置し、現在においても状況を説明し、ご意見をいただいております。

地域の理解、協力なしには焼却施設の建てかえ及びその後の操業はできないものと考えておりますため、第一義的には連絡協議会の意見を伺いつつ、焼却施設の更新を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、今回の焼却施設の建てかえは、3市市民生活を支える重要な施設であり、また、大きな費用が必要となることから、この陳情にもあります市民参加の会の設置・運営につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番【比留間朝幸】 対等な立場で協議について、組合としてはどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 対等な立場ということなんですけれども、行政は行政の立場があります。それから、市民は市民の立場があると思います。お互いに目線を合わせて、それぞれの意見を尊重できるような姿勢を持つこと

が重要だと考えております。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○3番【平野ひろみ】 今回のこの陳情に関しては、ごみ焼却施設の建てかえを前にということで、今まさに基本計画策定の時期ということでもあります。でするので、決定する前にきちんと市民の参加の場をつくって、いろいろな声を聞いてほしい、対話型でつくってほしい、そういう意味の対等の立場での協議ということなんだと理解しています。

現実的に、この検討委員会をつくれるとして、そちらの事務方としては大体、検討委員会の期間をどの程度設定できるのか、お示しをしていただければと思います。

○参事(施設更新)【小暮与志夫】 検討期間ということのご質問だと思います。施設整備の基本計画に関してということでの対話型の検討組織ということになるとすれば、施設整備基本計画に関しましては、おおむね5月ごろを目安に基本計画案を策定しようと考えております。ですので、5月までが一つのポイントなってくるかと思えます。

その後、パブコメ等を行いまして、意見をお伺いしながら、最終的に来年、29年の12月ごろをめどに施設整備基本計画を策定しようと考えておりますので、期間としては、このあたりの期間であると考えております。

○3番【平野ひろみ】 そうしますと、5月ごろに案をつくるということの前の段階で市民参加の検討委員会を例えば設置すれば、その案が出た後でも情報提供を行いながら、市民からの声を聞いていくという、その時間的なところでは確保できるというふうに認識しました。

先ほど来出ていますごみの有料化の問題についても、小平市、また武蔵村山さんのほうでも、率直な市民の意見も、こういった場がつくられれば出されることだと思いますし、ごみ減量ということでの共有をこういった場でしていく

この一つの大きな機会だというふうに思っていますので、ぜひ、この設置については行っていくことがよろしいかなというふうに、私は賛成の立場で申し上げます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○9番【内野直樹】 私も意見だけなんですけど、この陳情の趣旨には賛同を基本的にはしているんですけども、この陳情理由の中で、あらゆるごみの減量のためにということの項目で、一つ家庭ごみの有料化というものが含まれております。家庭ごみの有料化、東大和市のようにごみの減量につながるケースもあるけれども、全国的に見ると必ずしもつながっていないケースもございます。特にはごみの資源化率が低い自治体で有料化に取り組むと、ごみの減量に失敗するというような例も出されております。

そういう中で、現状、武蔵村山市、資源化率、まだまだ取り組むべき課題が多い状況の中で、あらゆるごみの減量という点では、資源化率の向上こそ進めていかなければいけないかなど。近くの立川市では、有料化に踏み切ったために無料のプラスチックと有料のプラスチックの中でまぜ込みが起きてしまって、資源化率が下がるということでは、この趣旨にも反してしまう部分もあるかなというふうに思いますので、そのことだけ指摘しておきたいと思います。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。討論に入ります。

○5番【尾崎利一】 陳情第1号に賛成の立場で討論します。

今、質疑の中でもありましたが、私は、家庭ごみ有料化については、減量施策というよりも、負担のあり方の問題、市民負担増の問題だというふうに考え

ております。したがって、陳情理由の中に含まれている、この家庭ごみ有料化については見解が異なりますが、要旨に書かれている 1、2、これは当然のことだというふうに考えますので、賛成いたします。

○議長【関田貢】 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

日程第 7、陳情第 1 号「ごみ減量施策の早急な推進と焼却施設建て替えのための市民参加の検討委員会設置についての陳情」、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。したがって、本陳情は採択することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会 11 月定例会を閉会いたします。

午後 1 時 23 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 佐 藤 充

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中 野 志乃夫

小平・村山・大和衛生組合議会議員 内 野 直 樹